平成20年第1回定例会

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成20年2月12日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

○招集告示

第 1 号 (2月12日)

○議事日程	1
○会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	
○説明のため出席した者	
○議会事務局職員出席者	
○開会及び開議の宣告	4
○諸般の報告	
○議席の指定	
○会議録署名議員の指名	
○会期の決定	5
○議会運営委員会委員の選任	5
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決・	6
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決・	1 1
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決・	1 6
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決・	2 (
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決・	2 5
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決・	3 2
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決・	4 6
○一般質問······	6 2
○陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決·	6 6
○閉会の宣告	7 2
○会議録署名	······ 7 8

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第9号

平成20年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年1月28日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 藤 代 孝 七

記

- 1 日 時 平成20年2月12日(火) 午後1時30分から
- 2 場 所 京成ホテルミラマーレ 6 F ローズルーム

(千葉市中央区本千葉町15-1)

平成20年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議事日程

平成20年2月12日午後1時30分開会

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 議会運営委員会委員の選任について

日程第 5 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計条例の制定について

日程第 6 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条 例の制定について

日程第 7 議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産 の取得又は処分に関する条例の制定について

日程第 8 議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例 の制定について

日程第 9 議案第5号 平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1号)

日程第10 議案第6号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第11 議案第7号 平成20年度千葉市後期高齢者医療広域連合特別会計予算

日程第12 一般質問

日程第13 陳情第1号 後期高齢者医療制度実施にあたっての陳情書

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(52名)

やま ぐち 山 口 ひさし 君 *** 特 克 彦 君 2番 1番 ns as 君 一 郎 君 村田 3番 宮 田 かつみ 君 4番 tv いち 誠 一 もと はし 本 亮 一 君 7番 杉浦 君 5番

8番	すず鈴	*		すす	君	9番	^{かな} 金	ざわ 澤	こう 幸	せい 正	君
10番	だい	良	きょ 清	ただ忠	君	11番	うす 日	并	たか	き夫	君
12番	さい 斉	きず藤	と利	男	君	13番	ttやし 林		かず	雄	君
14番	たか高	橋		つかさ 司	君	15番	ひ 日	ぐらし 暮	^{えい} 栄	治	君
16番	がた板	がは		はじめ 甫	君	17番	とき	た 田	se 房	あき 暉	君
18番	馬	ば場	st 征	おき	君	19番	横	やま山	ひろ 博	美	君
20番	あお 青	$\overset{\circ}{\star}$	かる	l if 榮	君	2 1 番	たに 谷		かず	ひろ 浩	君
22番	かつ 勝	また		*************************************	君	23番	Lの 篠	転り森	_{まさ} 政	のり 則	君
25番	あき 秋	葉		^{かなめ} 要	君	27番	つゆ 露	ざき 崎	のぶ 信	夫	君
28番	やま 山	を	裁	かず 	君	29番	かな 金	^{まる} 丸	かず 和	^{ふみ} 史	君
30番	* 谷	は鳴		みのる 稔	君	3 1 番	江	原	利	かつ勝	君
32番	あお 青	$\overset{\scriptscriptstyle{\flat}}{\star}$	まさ 正	たか 孝	君	3 3 番	大	$\dot{\hat{\mathbf{T}}}$	でんり 傳 一	ちろう 一郎	君
3 4 番	たか高	おか 出	まさ 正	たけ 剛	君	35番	^{おお} 大	かわ	裁	男	君
36番	まっ 松	ざき 崎	とし	雄	君	37番	たか高	es 崎	_{なが} 長	雄	君
38番	か	がわ 川		いさむ 勇	君	39番	やま山	した 下	かね 兼	男	君
40番	nl 石	并	ょし 由	なり出	君	41番	池	^{なべ} 邊		とおる 徹	君
42番	勝	_{また} 又		たけし 例	君	43番	第 页	輪	誠	いち <u>-</u>	君
44番	* 北	だ 田	** 雅	とし	君	45番	ず	きた藤	討対		君
47番	けっ	かく 角	^{けん} 健	いち	君	48番	なか	村	thin新-		君
49番	東	條	勝	ne 昭	君	50番	た 田	じま 島	弘	雄	君
51番	がた板	倉	まさ 正	道	君	5 2番	関		たみの民之		君
53番	岩	はき	しげ重	良	君	5 4 番	小	倉	_{あき} 明	徳	君
55番	新	井		あきら 明	君	56番	^{かね}	木	郁	男	君
欠席議員(4名)											
6番	清	水	そう宗	いち <u>一</u>	君	24番	嶋	だ 田	_{まさ} 政	市	君
26番	清	宮	かず 	義	君	46番	八	^{かく} 角	### 憲	章	君

説明のため出席した者

広域連合長 藤代孝七君 副広域連合長 林 和雄君

局 長 安 田 茂 顯 君 局 次 長 斎 藤 浩 史 君

総務課長 鵜沢広行君

議会事務局職員出席者

事務局長地曵和義 書 記 金岡公一

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長(米持克彦君) ただいまの出席議員数は52名であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成20年第 1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(米持克彦君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事 日程のとおりでありますので、ご了承願います。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長及び局長ほか、事務局職員の出席を求めておりますので、ご了承願います。

なお、本日の事務局出席者については、座席表を席上に配付させていただいておりま すので、ご参照ください。

以上、報告いたします。

◎議席の指定

○議長(米持克彦君) 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、配付しております議席表のとおり指定 いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(米持克彦君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において杉浦誠一議員、鈴木 有議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(米持克彦君) 日程第3、会期の決定を議題といたします お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(米持克彦君) 大木議員。
- O33番(大木傳一郎君) 皆さん、どうもご苦労さまです。

まず、会期決定について、きょうの会期云々ということでなく、約3,000億以上のかなり多額な本予算を審議するには、1時半からの開会で約半日、1日というのは、余りにも十分な審査、議論、そういうことが十分できないのではないか。私も全国の広域連合の議会の状況をちょっと調べてみましたが、午前10時からの開会、あるいは多少の日程をとるというような、十分な審査ができる、そういうような形態をとっている連合議会もあるわけですから、千葉県でも十二分な議論、審査ができるような会を、この次の日程で議運が決定されると思いますので、次回からはぜひ議運の中で十分なる検討をいただいて、十分な審査日程をとっていただきたいということを強く要望して、この会期の決定については要望しておきたいというふうに思います。

○議長(米持克彦君) わかりました。それでは、次回からは検討してまいりたいと思います。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任について

O議長(米持克彦君) 日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、杉浦誠一議員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米持克彦君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました杉浦誠一議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(米持克彦君) 日程第5、議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計 条例の制定についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長(藤代孝七君) 本日、ここに平成20年第1回広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変足元の悪い中ご出席を賜りまして、心から感謝申し上げます。

それでは、議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計条例の制定について、 提案理由のご説明を申し上げます。

議案集の2ページをごらんください。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定により、広域連合特別会計について必要な事項を定めるものです。

説明は以上でございます。

○議長(米持克彦君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

大木傳一郎議員。

○33番(大木傳一郎君) 議席番号33番、匝瑳市から選出されている大木です。

匝瑳市は、去る12月の議会で市民の皆さんから出された陳情、いわゆる後期高齢者医療制度の中止と撤回を求める陳情が出されました。当市議会としては全会一致で決議されて、それで関係機関にその意見書を提出してきたところです。私は匝瑳市からの選出された議員でありますので、私はその立場から、これからいろいろな幾つかの質疑を行いたいと、このように思います。

今、高齢者の皆さんから、この後期高齢者の医療制度、世界にも類例のないようなこの制度に対して、さまざまな批判、そして国会・政府に対する中止・撤回、あるいは見直しを求める署名、あるいは各議会からの決議、意見書、こういうものが出されているわけですが、私は、まず最初に、審査に入る前に、これだけの予算議会で、通常であれば今後1年間の予算執行に当たっての施政方針、所信表明が連合長のほうからあってしかるべきなのではないかと。どこの議会でも予算議会では施政方針や所信表明が行われています。それがない。これ、いかなる理由なのか。やはりこれから千葉の高齢者の皆さんの立場に立った問題点の是正、そういうことでの決意をやはり連合長のほうから示されるべきなのが、本来のこの予算議会のあり方ではないか。

それから、第2点として、この予算、実は匝瑳市の年間予算は年間120億少しですから、 その10数倍に当たるわけですよね。当市では、これはどこの県内の議会でもそうなんで すが、いろいろな資料の提出、議論していく上でのさまざまな資料が提出されて、事前 に議員が勉強して検討することのできる調書、あるいは資料が議会側に提出されるのが 本来だと思うんですが、それがほとんど出ていない。ぜひ私は、この議会が本当に県民 の期待にこたえられる、そういう議会であってほしいという願いから、まずその点につ いての今後の検討も含めて、対応も含めてお聞かせいただきたい。

そして、議案の中の問題では、いわゆる議案第1号の特別会計条例の問題ですが、いわゆる第2条、歳入の問題では、結果的に今度の制度は国が、公費が国と県で、いわゆる基本的歳入ということで、県・国・市で公費5割。そのほか、75歳以上の保険料、これが1割。それから、1歳から74歳までの方々、県民から保険料を4割で構成されるわけですが、高齢者や国民にとって、この負担というのは大変重いものであります。当議会としては、できるだけその軽減のために努力するのが務めだと、このように思うんですが、まず第1に、さらなる公費の負担増、公費をもっとふやす、そのための努力、それを今後予算執行に当たっていかに努力するか。その点について伺いたいと思います。

それから、歳入の中で附属諸収入という項目があります。この附属諸収入というものの中で、いわゆる保健、あるいは健診事業、あるいは審査支払手数料、また葬祭費、こういうものは本来は、基本的には保険料で賄うべきものではない。ところが、千葉県では財政安定化基金の一部、あるいは保健事業、審査支払手数料、葬祭費を保険料で賄う。いわゆる被保険者の負担で賄う。当然そうなれば保険料の負担が重くなり、保険料の金額が高くなるわけですから、私はここで言いたいのは、これらの問題について国や県に対し、高齢者や県民の負担の引き下げのために、その財政確保のために頑張っていただきたいと、このように思うんですが、連合長を初め執行部の皆さんはどのように対応するか伺いたいと思います。

それから、第3条の弾力条項の適用というふうに書かれているわけですけれども、この第3条の弾力条項適用について、今年度、あるいは今年度以降、この適用を考えているのか。どのような条件の中でそれを発動するのか。

以上、お答えをいただきたいと思います。

〇議長(米持克彦君) 答弁願います。

局長。

○事務局長(安田茂顯君) 大木議員のご質問にお答えさせていただきます。議案の審議 でございますので、議案に関する答弁をさせていただきます。

まず第1点でございますが、公費をふやす努力をというご質問でございます。

法律にございまして、この運営に関する費用につきましては、高齢者の医療の確保の 法律に、国・県、国におきましては定率負担12分の3など決められているところでござ います。このような、それぞれ県・国、あるいは市町村、そして若い人の保険者である 支援基金と、こういう負担を明確にした上で運営していこうという制度でございます。 議員のご要望のような、例えば経費節減のための関係については、引き続き事務局とし ても努力してまいりたいと考えております。

また、葬祭費とか審査支払手数料につきましては保険料で賄っているけれども、より 一層の財政支援をというご質問でございます。

この保険料で賄うべき費用につきましては、国からの政省令で定められているところでございます。したがいまして、本県といたしましては、この政省令に基づきましてそのような費用を保険料の積算に計上したところでございます。

3点目の弾力条項の適用でございます。

例えば、大きな流行病の蔓延だとか転入者の予想外の増ということで、医療費の増加が伴う場合がございます。その際、歳出の支出が予算を超過して、かつ収入がその支出の超過額に見合い増加した場合、予算の補正を行うことなく必要な支出ができるというものが弾力条項でございます。例えばインフルエンザの蔓延とか、いろいろございますけれども、めったにはないということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(米持克彦君) 大木議員。
- O33番(大木傳一郎君) 無駄な経費は抑えていきたいという答弁ですので、ぜひ正常な というのか、本当に高齢者の皆さんの負担が軽減できるように一層努力していただきた いと、このように思います。

ただ、法に基づいてと。いわゆる公費 5 割、被保険者というのか、高齢者や一般の方々が国民負担が 5 割。これを軽減するために東京では、東京都が負担軽減のためにさまざまなところに財政支援を行うということが最近報道されています。千葉県でも当然負担軽減のための、連合からの、県や場合によっては国に対して要求すべきものは要求して、最大限国民負担と高齢者の負担を軽くするために法に基づく中でそれが可能だと、このように思うんですが、その点、改めて今後の対応の基本的な姿勢について伺っておきたいというふうに思います。

- O議長(米持克彦君) 答弁願います。
 - 局長。
- ○事務局長(安田茂顯君) 東京都におきましては、確かに審査支払手数料、または葬祭費等、保険料の積算の中に入れずに、各区市町村の負担で賄うとしたところでございます。したがいまして、本県におきましても、保険料の積算の中に何を入れるかの関係についてはいろいろ議論があるわけでございますけれども、ただ、保険料の中に入れなければ市町村の負担ということにつながりますので、こういうことも勘案して、当広域連合におきましては保険料の積算に入れたという経緯でございます。
- 〇議長(米持克彦君) 大木議員。
- O33番(大木傳一郎君) そうすると、あれですか。東京のようにはやらないと。このとおりやっていくんだと。多少高齢者の負担が重くとも、この状態で突き進むんだと。そうじゃなくて、少しでも負担軽減のために県に出してもらうべきものは出してもらおうという、全国のさまざまなこれから経験というのか、実績というのが私は出てくると思

うんです。千葉県は、私はその先陣役で、県や国に対して県民負担が軽くなるように努力していく、そういう方向を目指していくべきだと。それを最初から投げ出していたんではだめだと思うんですが、私はその立場で、県民の立場で、負担軽減の立場でご尽力いただきたいということを再度お願いしたいし、そういう方向で頑張っていただきたいということを要望したいんですが、3回目ですのでこれで終わりますけれども、ぜひ前向きなご答弁をお願いいたしたいと、このように思います。

- 〇議長(米持克彦君) 局長。
- ○事務局長(安田茂顯君) 保険料につきましては、先般の昨年の10月議会で決定していただいたところでございます。その中で積算の根拠等もご答弁申し上げ、葬祭費等の関係につきましても積算の中に入れて決めたということで、議会の議決を経ております。今後、葬祭費については申し訳ないんですけれども、例えば審査支払手数料などにつきましては国保連合会にお願いするわけですが、より一層の経費節減などについてお願いし、負担の軽減も図ってまいりたいと考えております。
- ○議長(米持克彦君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米持克彦君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米持克彦君) これにて討論を終結いたします。

議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計条例の制定についてを採決いた します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(米持克彦君) 起立全員。

よって、議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(米持克彦君) 日程第6、議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〇広域連合長(藤代孝七君) 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案集の4ページをごらんください。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置について必要な事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(米持克彦君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

大木傳一郎議員。

O33番(大木傳一郎君) では、議案第2号 臨時特例基金条例について若干質問をいた します。

まず第1に、いわゆる6カ月の凍結等のいわゆる軽減措置、これはなぜ実施されるようになったのか。その基本的な認識をまず伺っておきたい。いわゆるさきの参議院選挙で、政府与党が高齢者や国民からの批判、全国地方議会の見直しと中止と撤回を求める意見書が全国500以上のところで決議される。千葉県の中でも7議会で見直しを中心とした政府に対する意見書が決議される。そういうような国民的な、そういう声に押されて凍結せざるを得ない、見直しせざるを得ないというところが私は原因だと。やはり連合としても、なぜこういうような凍結、見直し、そういうような軽減措置が実施されるようになったかという認識、基本的な認識が非常に私は大事だと、このように思うんですが、その点についてお答えをいただきたいと思います。

それから第2に、この特例措置は、いわゆる短期間になるわけですね。この条例も約2年の時限立法になるわけでしょう。私は今後、匝瑳市としても、国に対してやはりこの特例措置の継続要望、高齢者の気持ちからいって私は当然必要だと。あるいは千葉県

独自の軽減策、これをとるべきだと。それを連合として県、そして特に国に負担軽減の 要望を粘り強く進めていくべき。これが県民の期待にこたえる連合としてのあり方では ないかと思うんですが、その辺、どのようにお考えか伺いたいと思います。

それから、恒久措置の各市町村別の軽減対象人数、あるいは、全対象者から見て、この軽減される方の人数の割合。当面の県・各市町村に対する負担金額。これ、今、直ちに出せ、出してほしいと言っても無理かもしれませんので、後日でもいいですから資料として、ここにいる56人の県下から参集されている議員の皆さんに参考として、我が町ではこうなんだということがわかるような、そういう資料をぜひ提出していただきたいと、このように要望するものですが、それに対してどう対応するか伺いたいと思います。

さらに、20年の特例措置について、千葉県内の各市町村ごとの対象者数、そして被保険者全体からの割合、そして各市町村ごと、行政区ごとの国の負担金額の額、それをやはり資料として出していただきたい。冒頭私は資料が少ないと、調書が、議論するのに資料が少ないと言いましたけれども、通常の議会であればさまざまな資料を出してくるわけでしょう。長ったらしい質問をしなくても済むように、ぜひそれをお願いし、ここに参加されている広域議員の皆さんも、なるほど、我が町はこうなんだということがわかるような資料、これは最低の責任として責務があると思うんですが、ぜひご提出をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

この議案の最後に、6条に処分と、こうなっています。この処分というのは保険料の減額、それから減額のための広報啓発、そういうものに使うわけですが、平成22年、いわゆる2年後、3月31日でこれは失効するわけですよね。ただ問題は、平成22年3月31日に、この臨時特例基金が処分し切れるかどうか。処分し切れないで残った場合は、一般会計というのか、あるいは特別会計というのか、そっちのほうに振り分けるようになるのだと思いますけれども、でも本来の目的からいって、やはり保険料の減額、減額のための広報啓発のためにずっと使い続けていくというふうにすべきだと、こう思うんですが、ですから、3月31日、22年にこの条例を廃棄するというのか。そういうことでは、そういうふうに残余が残った場合、ちょっと不安が残ると、このように思うんですが、その辺は心配ないのでしょうか。

〇議長(**米持克彦君**) 答弁願います。

局長。

〇事務局長(安田茂顯君) 凍結措置の認識というご質問でございますが、この軽減措置

につきましては、国から、新たな高齢者医療制度を円滑に施行するため、高齢者の置かれている状況に配慮し、激変緩和を図るための措置として恒久措置に加え特例措置を講じると伝えられたところでございます。

そして、この特例措置の継続要望ということでございますが、そもそもこの特例措置につきましては20年度限りの措置と聞いているところでございます。この後期高齢者医療制度におきましては、すべての被保険者がそれぞれの負担能力に応じまして保険料を負担する、支え合う制度と認識しているところでございます。

次に、資料のことでございますが、当後期高齢者医療制度に関する資料につきましては、議員の方からにつきましては所要の手続でお願いしたいと思っております。議会の質問を受けてご提出するということではなく、議会事務局を通じて資料要求があり、当執行部におきましては議会事務局からの資料の要請でご提出するという形でございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

それから、最後に、この基金の処分ということでございます。

基金に積み立てまして、必要な資金を処分して、その財源に充てるということでございます。22年3月末で確かにこの条例は切れますけれども、それにおきましては、余ったものにつきましては国庫に入るということでございますので、必要な資金につきましては当広域連合で処分し、必要な資金に充てる。しかしながら、余った分については国庫に返還するということになっております。

以上でございます。

〇議長(米持克彦君) 大木議員。

O33番 (大木傳一郎君) なぜ負担軽減が実施されるようになったかということに対する答弁では、円滑な事業運営、あるいは激変緩和のためと、それも一つの確かに理由だと思うんですが、ただ、やはり当時の新聞報道や状況を言えば、国民的なこの制度に対する批判が、やはり政府・与党はこの激変緩和、あるいは軽減措置をやらなければ、凍結をしなければこれは大変なことになるということで、こういう制度を政府・与党プロジェクトチームで出してきたわけでしょう。そういう認識、これが私、大事だと思うんですよ。

例えば、これは起こり得ないかもしれないけれども、衆議院解散。このまま、例えば の話、来年の10月から、あるいはその後、もし選挙があれば、やはり高齢者や多くの国 民からの批判が政府・与党に集中していく。私は、その立場、国民の声を大事にしない 限り、やはり乱暴なというのか、国民に負担を押しつける、やはりそういう政治をつく り出すことになってしまうと思うんです。私はそういうような認識で、これからの千葉 県の広域連合、後期高齢者のこの広域連合が運営の基本としてそこを押さえて運営され ていくことが、今後の千葉県のこの広域連合事業の妥当な運営に結びついていく。それ をなきにして、これはたまたま激変緩和だからということで事が過ぎてしまえば元どお りになるわけですよ。しかし県民の高齢者の負担というのは依然として残るわけですよ ね。ですから、いかに負担軽減のためにこの広域連合が、引き続きこれからも持続的に 努力をするかどうかということが基本だということを私は聞きたいわけで、どうも期待 どおりの答弁はなくて残念なんですが、20年限りでなくて、21年も国や県に対してやは り要望し続ける。広域連合長が1都3県で要望書を舛添厚労省大臣に送ったわけでしょ う。私、それを読ませて、やはり千葉県の藤代連合長を先頭に、政府に対してもっと財 政負担を強めてほしいという、ああいう姿勢がやはりこれからも必要で、20年度もどん どん、国に言うべきことはどんどん言っていく。そのためには、なぜ軽減措置が実施さ れることになったという、その諸因をきちんと押さえた形でこれからの1年間の運営を していかないと問題点の是正が図れないと、このように思うんですが、改めて県民・高 齢者の立場に立った態度を表明していただきたい。

それから、資料の提出ですが、確かにおっしゃられるとおり、事務局を通じて資料請求をして出していただくと、これはこれでいいでしょう。ただ、やはりこれだけの年2回の議会ですよ。私だけでない、多くの議員が知りたいこと、これを要求されたら、とりわけ本会議、定例会で要求されたら出すというのが事務局の責任じゃないんですか。出せるものなら出すというのを直ちに答弁するのが責任ある事務局の、いわゆる議会を重視しているか、民主主義的な議会かどうかの分岐点になると思うんですよ。議員の要請については、何でも事務局を通じてくれということでなく、さまざまな資料については秘密事項を除いてすべてを出すという、そういう姿勢が必要ではないんでしょうか。ぜひ、私は2点の資料の提出を求めましたので、それは後日提出することを約束していただきたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(米持克彦君) 答弁願います。

局長。

○事務局長(安田茂顯君) 1点目の国民の声をということと負担の軽減でございました。 当広域連合におきましては、県民の声を十分よく聴いて制度の運営を図るという基本 的な姿勢で取り組んでいるところでございます。被保険者の代表を入れた懇談会という ものも任意で設置して、幅広く意見を聴いていこうという姿勢で取り組んでいるところ でございます。引き続き国に要望ということでございますが、この制度についても、必 要な見直し部分があれば積極的に国に要望もしてまいります。

2点目の資料の提出ということでございますが、当広域連合の事務局では、基本的には各議員さん方、各市町村議会から選出された議員さんでございますので、担当課にいるいろな資料についてはお送りしているところでございます。担当課を通じて必要な資料はご説明し、差し上げるとか、その関係をお願いしているところでございまして、直接我々のほうからご提供もありますけれども、多くの各市町村の議員さんの方でございますので、担当課を通じてお願いもしているところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

- 〇議長(米持克彦君) 大木議員。
- ○33番 (大木傳一郎君) じゃ、事務局長、今私が要望した2つの資料提出については、 事務局を通じてこの場で要請しておきますので、ぜひ事務局のほうからの取り計らいを お願いして、この議案に対する質疑は終わりたいというふうに思います。
- ○議長(米持克彦君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米持克彦君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米持克彦君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例 基金条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(米持克彦君) 起立全員。

よって、議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(米持克彦君) 日程第7、議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定についてを議題といたし ます。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。 広域連合長。

〇広域連合長(藤代孝七君) 議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案集の6ページをごらんください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定により、広域連合議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得または処分について必要な事項を定めるものです。

説明は以上でございます。

○議長(米持克彦君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

大木傳一郎議員。

○33番(大木傳一郎君) 議案第3号 契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定 についてお伺いいたしたいというふうに思います。

まず第1に、20年度の予定している契約及び財産の取得予定はどういうものがあるか。 問題は、今後議会のこの議決事件となる、いわゆる取得金額、取得、ここで示されてい る金額、あるいは面積、これを超えて、この議会で議決の事件として扱わなければなら ないことは当然出てくる可能性があるわけですね。これが年2回の定例会で果たして対 応できるかどうか。その点についていかがでしょうか。

それから、当然契約の問題で、予定価格について、この56人の議会議員、この議会の関与と議会の権限の拡大、あるいは透明性、そういうところからいって、やはり千葉県の連合として、全国的にはこうであっても、議会の権限と関与をやはり広げるという立場からできるだけ低くやはり抑えておくことが、この透明性からいっても公正性からい

っても、さらなる金額を低く抑えて議員の皆さんの権限が拡大できるような条件づくり というのが、議会制民主主義の上にとっては私は大事ではないかと、このように思うん ですが、そういう引き下げる考えがあるかどうか、お答えをいただきたいと思います。

それから、これは大体各市ほぼ同じですよね。予定価格 1 億5,000万以上については議決事件にするということですから。平成19年度には委託料として 2 億3,248万円の契約が行われていました。このいわゆる入札の件数、あるいは今回のこの条例との関係での抵触、あるいは入札の方式、果たして競争原理が働いた入札方式が行われたかどうか。具体的に言えば、19年度の入札契約で落札率はどの程度であったのか。あるところでは99.9%という落札率のところもあった。どう考えたってもおかしいと、全国のオンブズマンがそれを強く指摘しているという例もあります。当連合ではそういうことがあってはならないと、公明正大でなければならないという立場から、以上の点でのご答弁をいただきたいと、こういうふうに思います。

〇議長(**米持克彦君**) 答弁願います。

局長。

○事務局長(安田茂顯君) まず1点の今後の予定はどうかというご質問でございますが、 当分の間、本条例案に該当する契約及び財産の取得はございません。このたびご提案す る理由といたしましては、公共団体としてこのような議決に付すべき契約及び財産の取 得及び処分についての事項を規定するという趣旨でございます。

そして、出てきたら審議できるのかというご質問でございますけれども、出てきましたら会期等の関係も含めましてご相談ということになるかと思います。

また、予定価格云々ということがございますけれども、現在該当するものもございません。したがいまして予定価格も入札方式もないところでございます。

そして、予定価格について、議会の関与と権限拡大の民主的規制のため県独自で引き下げることが必要ではないかというご質問でございますけれども、そもそもこの1億5,000万云々の価格につきましては、地方自治法施行令第121条の2に予定価格の金額が別表に定める金額を下らないことということで、この施行令の中に金額は載っているところでございます。したがいまして、各市町村におきましても金額は同様ということでございますので、独自の判断で当該金額を引き下げることはできないこととなっているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(米持克彦君) 大木議員。
- ○33番 (大木傳一郎君) 20年、あるいは20年以降、この条例に触れるような契約とか取得とか、こういうものは当分の間ない。何か想定できるような、1億5,000万とか、あるいは財産の取得については2,000万円以上とか、あるいは1件5,000平米以上というのは20年、21年、ここ数年の間は全く予定されていないと、こういうふうに理解していいかどうか伺いたいというふうに思います。

私の聞いたのは、契約に関している入札のあり方については、この価格、面積、取得の価格、これは別にして、この連合としての入札方式はどうであったのか、どう進めるのか。もしや、この条例にひっかかる契約がある場合、どんなふうにやるのかという、その想定に基づいて質問したわけでありますので、その辺ご回答いただきたいと、こういうことです。

- 〇議長(米持克彦君) 局長。
- ○事務局長(安田茂顯君) 1点目の、今後どんなことが見込めるかという再度のご質問でございますが、この後期高齢者医療制度の仕事自身は、医療給付の関係がすべてでございます。したがいまして、医療機関で受診を行い、被保険者が1割相当の負担で、残りの給付の関係を広域連合から、国保連合会を通じますけれども支払っていく。これが中心でございますので、例えば工事請負とか、あるいは製造とか、こういう関係については見込めないところでございます。また、入札につきましても、そもそも広域連合におきましては工事請負ということ自身はどういうものなのか全く想像がつきません。ただ、例えば広域連合におきましては自前の議場を持っておりませんので、例えば議員さんの中で自前の議場を持てということであれば、工事は係るということでございますけれども、その辺については全く今のところ見通しがございませんし、そのようなことはないだろうと考えております。

先ほど、入札の関係のいろいろなお話もございましたけれども、今までのこの1年におきましても工事の関係はございません。また、この対象につきましては工事または製造ということなもので、我々が今計上してございます委託料につきましては該当しませんので、今のところ予定するものはないということでございます。

- 〇議長(米持克彦君) 大木議員。
- ○33番(大木傳一郎君) 確かに連合としては、大体1億5,000万を超えるような事業とか、 そういうものは予想できないと思うんですよね。当然、例えば保険証の印刷とか、その

交付のための準備とか、あるいは県民全体の皆さんに制度そのものの周知徹底のための広報紙をつくるとか、これはとてもこの1億5,000万の契約の条項に触れるものではないわけですよね。今、事務局のほうからもご答弁があったように、全く当広域連合は医療給付が中心ですから、そういうことはない。なければないなりに、その法律で1億5,000万以上ということが決まっているということであっても、やはり議会の関与と透明性を確保する上で、あり得ないものを決めたって、これは意味がないでしょう。ですから、やはりこの議会としての関与としてこの程度は必要だと、関与ができるぐらいの価格の設定というのがこの当議会としては必要ではないんでしょうか。私は、そういう意味で、今後の検討をよろしくお願いしたいと、このように思うんですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(米持克彦君) 局長。
- ○事務局長(安田茂顯君) 再度ご説明いたしますけれども、この条例につきましては、 基本的に公共団体として整備すべき条例ということで今回ご提案するものでございます。 今後、決して該当がないと言い切れるものではございません。公共団体として整備すべ き条例として上程するということでご理解願いたいと思います。
- ○議長(米持克彦君) ほかに質疑ございませんか。

[「議長、議事進行」と呼ぶ者あり]

- ○議長(米持克彦君) 宮田かつみ議員。
- **○3番(宮田かつみ君)** 議長においてご意見をいただきたいということで、議事進行を 申し上げたいと思います。

先ほど来、質疑ということでいろいろ質疑をされていました。いろいろ内容を伺っていますと、私からすると質問なんですね。その辺の議長の見解を伺いたいんですが、広域連合から通告があって、一要するに議会のですね。それで議員は一般質問と、それから質疑通告をしているはずです。そして、その間、1週間なり10日なりという時間がありますね。これはやはり質問を調査したり勉強する機会だと思うんです。この場は、要するに質疑時間については、質問の項目については事前に事務局なりいろいろな資料等々を調査し、勉強される必要があると思う。そして、この時間を有効に使うということで質疑に徹していただいて、そして、その質疑に対して事務局は適正に答えていただきたい。質問に答えていただくという時間じゃないはずなんですね。議長におかれては、その辺を議長の裁量権の中で交通整理といいますか、議会の中の整理をよろしくお願いしたいというふうに思います。

〇議長(米持克彦君) わかりました。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米持克彦君) 討論を終結いたします。

議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(米持克彦君) 起立全員。

よって、議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(米持克彦君) 日程第8、議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員定数 条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〇広域連合長(藤代孝七君) 議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例 の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案集の8ページをごらんください。

本案は、後期高齢者医療制度の施行に伴い、広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員の事務局に勤務する職員の定数を増員するため、必要な事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(米持克彦君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。 杉浦誠一議員。

〇7番(杉浦誠一君) 松戸市の杉浦でございます。通告書に基づきまして質疑をさせていただきたいと存じます。

議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例でございますけれども、この趣旨として、いよいよ4月1日をもって施行される後期高齢者医療制度の業務量の増に伴うとのことであります。適正な定数管理は、業務量の分析とその積み上げ、また類似団体の状況を参考に算定することが基本であると考えております。今回の改正のうち、第1号の広域連合長の事務部局の職員30人を50人に改正するに当たって、どのような事務を想定され20名の増員を提案されたのか、お伺いいたしたいと存じます。

〇議長(米持克彦君)答弁願います。局長。

○事務局長(安田茂顯君) 広域連合長の事務局職員の定数を20人増員する理由でございますが、20年度からの制度スタートに伴いまして、これまで市町村が行ってまいりました保険給付など、被保険者約50万人にかかわる膨大な事務処理を広域連合が一手に実施することとなります。具体的には、1つとして現金給付を伴うはり・きゅう及びマッサージなどの療養費、葬祭費の支給などで、年間10万件の審査支給事務、2つ目として資格管理では、年齢到達や転入による資格取得、死亡・転出による資格喪失の処理などで、合わせて年間9万件の処理事務、レセプト審査に関しましては、資格過誤調整などによる返戻等の事務で年間約6万件を超す審査事務など、保険者としての事務処理が予定されております。このようなことから、平成20年度の職員数を現員22人から42人に増員するため、条例定数を上限50人に改正するものでございます。

なお、事務処理につきましては、今後とも電算システム等の活用はもとより、業務委託など可能な限りの効率化を進めまして、組織の簡素・効率化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(米持克彦君) 杉浦議員。
- ○7番(杉浦誠一君) ご答弁ありがとうございました。

この広域連合は新たな組織でありますので、ご説明いただいた膨大な事務を処理する

ことになるのは十分理解しております。広域連合においても同様であると存じますが、 今、各市町村においても職員定数については、組織目的を効率的に実現するために事務 処理方法の改善や職員の流動的活用を図り、適正な人員数によって業務の進捗管理を行っております。市町村負担金にもかかわることでございますので、経費節減の観点から も、再任用職員等を含め、引き続き定員規模の適正化に意を払われるようお願いしたい と存じます。

以上でございます。

- ○議長(米持克彦君) 杉浦議員の質疑、答弁を終わります。 大木傳一郎議員。
- O33番(大木傳-郎君) では、議案第4号の職員定数条例の一部を改正する条例制定に ついてお伺いいたしたいと思います。先ほど、市川の宮田議員からも適切な質疑と適切 な答弁というご要望がありましたので、ぜひよろしくお願いいたしたいと、こういうふ うに思います。

まず、職員50人の定数という中で、20年度は42人。その大半というのか、多くは市町村からの派遣と、こうなっているわけですね。各市からの派遣、これは全県からどういうふうな形で派遣職員が選考、選出されるのか。まずこれが第1点。

第2点として、やはりこれだけの事業を進めていくわけですから、やはり職員としてのこの問題に対する専門性というのか、いわゆる知識が十二分にあって適切に執行できるという、その必要があると思うんです。そういう意味で、例えば市からの職員の派遣になれば、それが2年になるのか3年になるのか、あるいは5年になるのか。また職場に、いわゆるもとの市の職員に帰るとか、継続的にこの連合の職員としては持続できないわけですよね。さらに、これは県下56市全部、給与体系が違うわけでしょう。隣に座っている方の給料と給料の価格が違う、そういうことは十二分にあるわけです。私のところもごく最近、旧八日市場と旧野栄町が合併した。旧野栄町のほうが給料が高い。これはなかなか是正できないわけですよね。そういうことが、この連合の中で職員の中での格差、待遇の格差というのが出てくる。そういう市からの派遣によっての問題点というのが生まれやしないかと、このように思うんですが、それに対する対応はいかにするか、伺いたいと思うんです。

それからもう一つは、やはりこれだけの事業をやっていくわけですから、連合として の独自の職員の採用というのが必要ではないですか。国民的な批判の中で、あと四、五 年したら、国民的な批判にこたえてこういうような事業というのはなくなるという、そんな話ならわかりますよ、市の職員で当面この事業を推進するということは。独自の採用については考えていないのかどうか伺いたい。

それからもう一つは、議会事務局長、ここにおりますけれども、議会の事務局、5人体制でやる。現在兼任でしょう。議会事務局としての単独の業務、できないわけでしょう。私は議会というのは民主国家、この日本で議会と執行部、これは全く独立、それぞれ独立した形でなければ、いわゆる癒着というのか、議会は議会としての立場を堅持しないとならないわけでしょう。それが兼務であったのでは事務局長もかわいそうだし、議会事務局の職員も私はつらいと思いますよ。5人が結局議会事務局の職員として選任されても、一般の業務、執行部の業務もやる。これ、20年、30年、よく昔は農業委員会の事務局長が業務と一緒にやっていたけれども、それであってはならない。ですから、議会事務局の5人の選任は、やはり併任を解いて専任できるような体制をつくるのが妥当ではないか。そのように質問したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 〇議長(米持克彦君) 横山議員。
- O19番(横山博美君) 先ほど宮田議員のほうからもありましたけれども、ただいまの質疑を聞いていますと私的な意見が大分入っておりまして、本来質疑というのはできるだけ簡潔に行うというのが目的でありますので、簡潔ではなく自分の意見が相当入っておりますので、これは質疑とは言えないのではないでしょうか。その辺を議長においてちょっと判断をしていただければなと、そのように思います。よろしくお願いします。
- ○議長(米持克彦君) 大木議員にお願いいたします。質疑は自己の意見は認められませんので、質疑のみ簡明に行ってください。

答弁願います。

局長。

○事務局長(安田茂顯君) まず第1点の、どういう考えで派遣というご質問でございますが、構成団体が56ということでございます。また、この制度が準備期間も余裕のないまま準備しスタートいたしますので、まずは専門性のある市町村の職員を派遣していただいて対応するということでございます。その派遣につきましては、56市町村から基本的には各1名ずつ出していただこうという考えで進めているところでございます。ただし、町村におきましては、なかなか職員の捻出も難しいというところもございますので、

市または町村の割合につきましては9対1という考えで派遣をお願いしているところで ございます。

2点目の、職員の給与の格差もあるというご指摘でございます。そのとおり、確かに 財政力豊かなところにつきましては給料も高い、あるいは逆に低いということもありま して、当事務局の職員におきましてもそのような形になっているところでございます。 基本的には、給与の関係を落とすという、不利になるということは難しいので、現在に おきましては市町村からの派遣職員につきましては負担金方式と申しまして、各市町村 で給与を払っていただき、年度末に広域連合で負担金としてお返しするというふうな形 でございますので、不利にならないような形でとっているところでございます。

それから、独自の採用が必要ではないかということでございますが、当面職員につきましては、制度スタートという大事な時期でございますので、専門性を有する派遣職員で対応したいと考えております。独自職員の採用につきましては、今後の仕事の難易度とか質を見きわめた上で検討してまいりたいと考えております。

議会事務局職員につきましては、議会等のお考えもあるので協議も必要かと思いますが、当条例につきましては、併任という形で現在の条例がなっておりますので、この形でやってまいりたいと考えております。

〇議長(米持克彦君) 大木議員。

O33番(大木傳一郎君) まず、私は個人的な意見を述べているわけじゃなくて、誤解のないように。今答弁されたような形で、いわゆる一般的な質疑をやっているわけですから、誤解のないようによろしくお願いいたしたいというふうに思います。

当面各市町村から1人ずつ。当面は、だから送らないところも当然出てくるわけですが、例えば千葉県の場合は、遠く館山、遠くのほうから近いところから、いろいろかなり広域、広範囲になっているわけですよね。その辺の地理的な条件というものもどういうふうに考えて、全体から職員が選出されるようになるのか、改めて伺いたい。

それから、やはり議会事務局については、議会としての独立性、それから議会の活性化、そういうところから当然兼任を解き、専門の職員をこの広域連合議会の中にやはり置くという方向性は守って今後検討していただきたいと、こういうふうに考えるわけだし、当然だと、こういうふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

O議長(米持克彦君) 大木議員、質疑ですので、ひとつよろしくお願いいたします。 答弁願います。 ○事務局長(安田茂顯君) 地理的な条件ということでございますが、まずは遠い近いは ございますが、公平に職員を出していただくということで、確かに遠くから来る職員は 大変なことは理解しておりますけれども、この準備段階、あるいは来年度スタートの段 階におきましては、公平に各1名ずつ出していただくという考えでございます。

また、議会の関係につきましては、基本的にはこの議会、定例会が年2回ということでございます。業務の合理化、あるいは職員の適正配置という観点からも併任が適切と考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(米持克彦君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米持克彦君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米持克彦君) 討論を終結いたします。

議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制 定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(米持克彦君) 起立全員。

よって、議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(米持克彦君) 日程第9、議案第5号 平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長(藤代孝七君) 議案第5号 平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合予算書の5ページをごらんください。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19億5,748万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億7,814万5,000円とするものです。

歳入の主なものといたしましては、臨時特例交付金19億3,812万2,000円を計上するものでございます。本交付金は、平成20年4月から9月末までの半年間は凍結し、残りの半年間は9割軽減される保険料徴収激変緩和措置分及び広報・周知等経費等を見込んでいます。

また、老人医療費適正化推進費補助金1,415万6,000円を計上するものです。本補助金は、サーバールームの構築、電算処理機器設置及びネットワーク設定等の経費が補助されるものです。

次に、歳出の主なものとしましては一般管理費 9 億1,559万円で、制度施行に伴う案内 を個別に発送及び郵送するための経費などでございます。

また、臨時特例基金積立金19億3,812万2,000円を計上するものです。本積立金は、臨時特例交付金を臨時特例基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(米持克彦君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

大木傳一郎議員。

○33番(大木傳一郎君) 議案第5号の平成19年度一般会計補正予算(第1号)について 若干お尋ねをいたします。

先ほど連合長からもご報告がありましたけれども、いわゆる国庫支出金の医療費適正 化推進費1,415万、この問題についてお答えをいただきたいと思うんです。

この適正化推進費というのは、いわゆる重複、あるいは頻回受診者をできるだけ避けようとか、あるいは医療保険者の意見を集約する、そのための経費として活用するとか、いわゆる国は、この医療費適正化推進のための1,415万円というのは、そういう形で予算化、措置されたもの。当連合としても懇談会というものを設立して、約9名の委員の参加によってさまざまなご意見をいただくということをやってきて、これは妥当だと思うんですが、ただ、この国が、政府が医療費適正化推進の名のもとに、いわゆる重複医療、

あるいは頻回医療、その受診者を抑えていく。いわゆる早期発見、早期治療と、できるだけ重病にならないような今までの過去のあり方、これに逆行することになりはしないか。基本的な見地をお答えいただきたい。

それから、当然医療保険者のご意見を聴く会、こういうものを大いにやっていくべきだというのが国の方針です。全国的には運営協議会、あるいは懇談会、あるいは意見を聴く会、こういうものをどんどんやっている。千葉県でも、先ほど申しましたように医療懇談会というものを設立して、2度にわたって意見を聴いてきた。ところが、千葉県の場合は、いわゆる三師会、医師会、県の医師会、歯科医師会、こういういわゆる医師会の三師会からの代表及び看護協会、いわゆる意見を聴く団体が限定されて、十分な県民の意見が集約されるような状況になっていない。可能な限り幅広く県民の高齢者の声が反映できるようなシステムづくり、これをやはり医療費適正化推進費の中に組み込んでやっていくべきではないか。例えばの話、保険医協会、県内の多くのお医者さんが参集する団体があるわけです。そういうところからも代表を参加させてもらう。場合によっては北海道や大阪や埼玉や、至るところで公募による委員もそういうところに入れている。当初、ある県は、5人の公募の委員を方針として出しました。ところが、それでは足らないということで10人に拡大した、ある県の広域連合もあるんです。我々議員は、県民の声こそ命なんです。この県連合こそ、こういう立場、広く多くの声を聴くと……

- ○議長(米持克彦君) 大木議員にお願いいたします。質疑は質疑のみ簡明に行ってください。
- O33番(大木傳一郎君) 議長、私も約40年議員をやっているんですが、私は質疑をやっているんですよ。質疑をやっているのに質疑をやってくださいというのは、私も困るわけですよ。だれか見本的な質疑のやり方をやってもらったほうがいいね。
- ○議長(米持克彦君) それは匝瑳市のやり方だよ。
- O33番(大木傳一郎君) 議長、ちょっと待ってくださいよ。それはわかりました。以上、 ご答弁を、いわゆる参加の拡大をお願いしたい。

議長、このことについてもう一度言いますけれども、1時半から5時まで、まだ時間 はあるわけですよ。

- ○議長(米持克彦君) 時間の問題じゃありませんよ。
- **〇33番(大木傳一郎君)** 我々、真剣に質疑をやるということが必要なんですから。
- ○議長(米持克彦君) 質疑の内容について言っているんですから。

O33番(大木傳一郎君) だから、質疑の内容は、質疑をやっているわけですから、これは、今質疑したことに関して答弁をお願いします。

[「議長、議事進行」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(米持克彦君) 議事進行が出ています。
- **〇44番(北田雅俊君)** 議長の言うとおりであって、今のは補正予算とは全く関係ございません。補正予算は、いわゆる金額のどうこうを言っているわけですから、制度的なことについては、これは質疑を……
- **○33番(大木傳一郎君)** 発言をする人は議席番号と名前を言うようにしてください。
- **〇44番(北田雅俊君)** 大網白里町の北田です。
- O議長(米持克彦君) 大木議員、質疑のみ簡明にお願いいたします。 答弁願います。

総務課長。

- ○総務課長(鵜沢広行君) 今回の補正予算に計上いたしました医療費適正化推進費の使途内容でございますが、本補助金はサーバールームの構築、電算処理機器設置及びネットワーク設定等の経費に充てるものでございます。
- 〇議長(米持克彦君) 大木議員。
- O33番(大木傳一郎君) できるだけ幅広く、県民のいろいろな不安や疑問解消のために、 この議会運営が推進されるように、議長、よろしくご配慮のほどをお願いいたしたいと 思います。

次に、議会費の問題について伺いたいと思うんですが、当初予算から議会費がマイナス808万円減額補正されています。これはいかなる理由ですか。なお、議会費の中の人件費はゼロです。議会をこれは軽視をしている姿を予算上あらわしているのではないんですか。少なくとも議会事務局長の給料は、ここの議会費の中で出すのが当然じゃないんですか。議会としてのあるべき姿が、この連合議会は、さまざま何人かの議員の皆さんからいろいろ意見が出ましたけれども、これでは議会としての体をなさないような形になってしまう。昔の戦前のような政治ではないんですから、行政と議会が一体関係になったような議会運営であってはならないということです。

次に、議会の委託料268万、会館等借上料424万。これは何ですか。例えばこのホテル、 19年度もずっとホテルでやっていました。1回借りるのに幾らかかるんですか。何もこ ういうところでやらなくたっていいんじゃないですか。それこそ私は税金の無駄遣い、 いわゆる高齢者の保険料の無駄遣いになると思うんですよ。そういうことを削って、高齢者の本当の期待にこたえるような内容にしていかなければならない。会議利用のホテル利用、1回幾らになるんですか。あるところの県、私は調べました。千葉県は私は知りませんから質問するわけですが、1回30万ですよ。とんでもない話だと思うんです。県や市の施設があちこちたくさんあるでしょう。できるでしょう。北海道広域連合では、議会でそういう指摘があって、直ちに国保会館での開催に踏み切りましたよ。千葉県でもぜひそういうような形で改革していただきたいと、そのことについてご答弁をお願いします。

それから、議会費の中の非常勤職員報酬502万円、これは何ですか。その他報酬というのもあります。その他報酬というのは何ですか。こういうものもほかの議会ではないですよ、連合議会ではあるけれども。

あるいは、不動産借上料2,216万円。これは何ですか。そのほか、その他使用料及び賃借料367万円。これは何に出費したんですか。相当な金額なんですよ、全体的に。特に最後に監査料の監査委員費の中で、監査委員の費用として会館等借上料11万。この会館というのはどこですか。多くのここに参集されている議員の方々は、議員でありながら議会費の実態をほとんど知らないでしょう。私だけが知らされていないんですか。そうではないわけですよ。みんなやはり本当にこの議会の問題は、とりわけ我々議員はすべて100%承知していないといけないんじゃないですか。ぜひお答えください。

〇議長(米持克彦君) 答弁願います。

総務課長。

○総務課長(鵜沢広行君) 何点か質問がございましたけれども、初めに、議会費が808 万円の減額になっている理由ということでございますが、これにつきましては平成19年 度の執行予定を精査したことによる減額でございます。具体的には、当初予算では議会 を2日間の3回、すなわち6回ということで計上しておりましたが、それを4日という ことで見直したものでございます。

次に、議会費に人件費が計上されていない理由はというご質問でございますが、これ につきましては、先ほど来説明を局長からしておりますとおり、議会の職員につきまし ては広域連合長の事務部局の職員が兼務しているからでございます。

それから、委託料の会館等借上料というのは何に使っているかというご質問でございますが、会館等借上料につきましては、定例会等の会場を借り上げるものでございます。

それから、その次に、非常勤職員報酬502万というご質問でございますが、議員さんは 議会費の中に含まれているというふうにおっしゃられましたが、これは議会費ではござ いませんで、総務費の中に入っているものでございます。内容といたしましては、非常 勤職員報酬ということで、具体的には嘱託職員が2名おりますが、そのうちの1名が年 度途中で退職をしたため減額するものでございます。

それから、その他の報酬というご質問でしたが、内訳は正副連合長、それから協議会 委員、それから情報公開・個人情報審査会委員等の非常勤職員の報酬でございます。

それから、不動産借上料の内訳でございますが、これは広域連合事務局の事務所の賃 借料が主なものでございます。

それから、その他使用料及び賃借料360万円の内訳でございますが、これはコピー機使用料、あるいは時間貸し駐車場代、あるいはインターネットの情報発信料等が主なものでございます。

それから、最後に監査委員費の中の会館等借上料11万円の内訳ということでございますが、これは当初予算として11万8,000円を見込んでおりましたが、11万2,000円を減額し6,000円とするものでございますが、会館等借上料という節名、節の名称になっておりますが、実際は駐車場の借上料という内容になっております。

以上でございます。

- 〇議長(米持克彦君) 大木議員。
- O33番(大木傳一郎君) 第1回目の質問のときにちょっと意見が出て、十分な答弁がなされないまま終わったんですが、いわゆる意見を聴く会、広範な県民の声を聴く、そういうことをこれから大いにやっていただきたい。さまざまな団体がありますから、そういうことに対する方向を改めてお聞かせください。

それから、ホテル利用1回幾らですか。これ、聞いたんですが、今、何か定例会会場で424万円の内容は何かと言ったら、定例会の会場費、会館等借上料。これ、3回か4回しかやっていないでしょう。1日100万もかかるんですか。1回幾らかかるんですか。この場に来てこんなことを言ったって本当に申しわけが立たないんですが、私もここの立派なシャンデリアの下でしゃべっているわけですが、それ、お答えがなかったですよね。お答えをいただきたい。

確かに私も、今回の一般質問の通告、質疑の通告に、皆さんがお仕事をしている日本 生命会館ですか、あそこにお邪魔しました。事務所費、不動産借上料2,200万。何かもう 少し県と協議して、もっと金のかからないような、今、所によっては随分部屋があいているところがあるんじゃないですか。そういうところの努力が必要じゃないんでしょうか。今後その努力をするかどうか。こういうような議会の会場の費用も含めて、ぜひ改善をしていただきたい。こう思うんですが、いかがでしょうか。

[「議長、議事進行」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(米持克彦君) 横山議員。
- O19番(横山博美君) 先ほどから「してください」とか「何々を要望します」とか、これは質疑の中に入らないわけですね。端的にということとお伝えをしましたけれども、ちょっとそういうものが多過ぎるんです、自分の要望が。これは質疑ではないと思います。質疑はきちんと質疑の中で質問だけをしていただければいいなと、そういうふうに思います。
- ○議長(米持克彦君) 大木議員、ご理解願います。

答弁願います。

総務課長。

[「議長、ちょっと答弁の前に」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(米持克彦君) 宮田議員。
- ○3番(宮田かつみ君) 先ほどあえて議事進行の中で議長のお考えをお願いしたわけでありますけれども、先ほど質疑者の議員から、正しい質疑の仕方はどうこうというお話がありました。私も含めて多くの議員は同じようなことを思っているかもわかりません。今回の現在の今の再質疑の中で、質疑じゃなくて質問ですね。例えばホテル代がどうの、何がどうの、これは要するに調査日の中でいろいろ調べられるはずなんです。事務局に聞いてもいいし、自分でお調べになってもいい。お調べになったところから、今回の議員の質疑で質疑要旨をきちんと先に明確にされて、そしてここに出ている、今回でいう数字に対して、こういう形でこうすればこうなるじゃないかということも含めてきちんとされないから、要するに質疑をせい、質疑をしろというような形が何人かの方から議事進行という形で出てくるのかなと。

私は、先ほど匝瑳市ではこうだというお話を伺いましたが、自治法の中、それから会議のルールの中で、私もこういう形での質問というのは、私は市川の市議会議員でありますけれども、若干そういうふうにする人もおります。質問をだらだらやられている中からポッと質疑を出すやり方もあります。ですけれども、今、無駄だ、無駄だとおっし

やっているんでしたら、ご自身の質疑も無駄なく効率的にやはりやられて身をもって呈されたら、私もそれで勉強になるのかなというふうに思いますし、そういうふうな形で ぜひ改善を議長においてよろしくお願い申し上げて、議事の進行を終わります。

○議長(米持克彦君) 大木議員、ご理解願います。

答弁願います。

総務課長。

- ○総務課長(鵜沢広行君) 先ほど議場代をどのように見込んでいるかというご質問がございましたが、積算上は1回当たり21万2,000円ということで積算しております。実際どのぐらいかかったかという資料は、申しわけありません、現在持ち合わせておりません。以上です。
- ○議長(米持克彦君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米持克彦君) これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米持克彦君) 討論を終結いたします。

これより議案第5号 平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(米持克彦君) 起立多数。

よって、平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算については原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(米持克彦君) 日程第10、議案第6号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連

合一般会計予算についてを議題といたします。 広域連合長から提案理由の説明を求めます。 広域連合長。

〇広域連合長(藤代孝七君) 議案第6号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合予算書の5ページをごらんください。

本案における歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億5,236万8,000円と定める ものです。

歳入の主なものとしましては、市町村負担金19億4,618万6,000円、国及び県からそれ ぞれ保険料不均一賦課負担金4,949万4,000円を計上するものです。

次に、歳出の主なものとしましては、議会費で477万6,000円を、一般管理費で職員人件費、総務一般事務費、情報公開及び個人情報保護事務費及び広報費で2億1,843万6,000円を、選挙管理委員会費で19万4,000円を、監査委員費で39万6,000円を、老人福祉費で特別会計への繰出金18億856万6,000円を、予備費で2,000万円を計上するものです。

説明は以上でございます。

○議長(米持克彦君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。 金丸和史議員。

○29番(金丸和史君) 29番の印西の金丸でございます。

一般会計についての質問を2点ほどさせていただきたいと思うんですけれども、インターネットの関連ということになるんですが、私どもで印西市内で説明会をやったときに出た意見から抜粋させていただいて質問をするということでご了解いただきたいと思うんですけれども、ちょっと細かい点が入るんですが、まず1点目なんですけれども、インターネットの関連で、現在ホームページ、19年度の予算でも執行されていると思うんですけれども、継続して20年度でもホームページを掲載をされることだろうというふうに思うんですが、その関連で、もう少し使いやすいようにというようなことが意見が出ておったので、ちょっとその点についてお伺いしたいということで、その費用についてはどのように計上されていらっしゃるのかという点をまず伺いたいということですね。さらに、そのホームページ、広報も含めてなんですけれども、やはり制度がわかりづらいというような意見が市内の説明会でも市民の方から出ていたということで、広報の

充実に努めていただきたいなど、さらにホームページについても、もっと使いやすさという点から考慮いただきたいというような話が出たものですから、予算関連でどのような考えをお持ちなのかというのを伺いたいと思います。

さらに、先ほどからお話ししております市町村での制度説明会の中で、その意見を具体的に平成20年度の予算にどのように盛り込んでいらっしゃるのか、反映をしておられるのかという、その部分について、どういう具体的なものがあるのかというのを2点伺いたいと思います。

以上です。

〇議長(米持克彦君) 答弁願います。

局長。

〇事務局長(安田茂顯君) 金丸議員のご質問にお答えいたします。

まず1点の、ホームページ関連の費用及び使いやすさに考慮したホームページについてとのご質問でございますが、20年度におけるホームページ関連の予算といたしまして、インターネット情報発信料といたしまして約26万円、職員のホームページ作成研修費といたしまして約18万円を計上しております。

ホームページによる広報につきましては、即時性と双方向性という長所を生かし、例えば決定された保険料率などの最新情報をタイムリーに発信したり、またパブリックコメントを実施して制度に関しての意見や質問をいただくなど有用な手段と考えております。ホームページにつきましては、利用者の視点に立った知りたい情報に容易にアクセスできるメニューとすること、よりわかりやすいレイアウトや文章表現などが求められておりますので、今後ともだれにとっても見やすいものになりますよう、引き続き改善に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、市町村で実施している制度説明会での意見を制度に反映した部分は何かとのご質問でございますが、制度の広報につきましては、広域連合ばかりではなく市町村においても積極的に取り組んでもらっておりまして、住民に身近な市町村において、住民からのさまざまなご意見が把握されているものと思います。広域連合におきましては、制度運営に関する意見反映の場といたしまして、1つとして、市町村担当課長で構成する幹事会や全市町村の担当課長会議の開催、2点目として、重要事項を協議する場として市町村長の代表で構成する協議会の設置、また3点目として、被保険者代表を初め学識経験者、医療関係者などで構成いたします千葉県後期高齢者医療懇談会の設置などに

よりまして制度の運営に関する意見を伺っているところでございます。市町村からの意見など、反映した部分がどれなのか定かではありませんが、今後とも幅広い意見の集約に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(米持克彦君) 金丸議員。
- O29番(金丸和史君) 答弁いただいたんですけれども、再質問をさせていただきたいと 思いますが、1点目のホームページ関連のことなんですけれども、答弁を伺うと、ホームページのほうの内容の更新というのは外部委託という形ではなくて自前でというか、 広域連合のほうで行うというようなことの理解でよろしいのでしょうか。ちょっとわか らない点があったので、まず1点目、お伺いをしたいと思います。

さらに2点目というようなことなんですけれども、東京都のほうの広域連合のホームページを見ますと、まだ工事中になっているんですけれども、被保険者や、あるいはこれから被保険者となるような方ですね。順次年齢が達していけば被保険者になっていく方が今後出てくるわけですけれども、そのような中で、千葉県においてもやはり一番関心事は、私の保険料は幾らなのというのがやはり説明会でも意見が出ているようですので、もし工夫ができるようであれば、確定申告をした方が、例えば私の確定申告はこうだと、そういうものを入れれば簡易的な部分で、正確に出るということではないかと思うんですが、多少の数字の間違いがあったり入力の間違いがあったりするのかもしれないんですけれども、保険料の試算ができるような、そんなホームページのつくり方というのもお考えをいただくといいんではないかなと。制度説明もさることながら、やはり一番は多分、保険料が幾らになるんだろうということがどうも意見として出ているようですので、そういう工夫がないのかどうか、お考えを伺いたいと思います。

以上です。

- 〇議長(米持克彦君) 局長。
- ○事務局長(安田茂顯君) まず1点の更新などのホームページの改善でございますけれ ども、外部に委託するのではなく自前で行うのかというご質問かと思います。

再度申し上げますと、ホームページの更新作業につきましては、現在事務局職員で行っているところでございます。職員が行うことにより、必要なときに迅速な更新が可能となりますので、今後も職員で対応することを考えております。予算におきましてもスキルアップのための研修会参加費を計上しているところでございます。

保険料の試算ができるような工夫ができないかとのご質問でございますが、当広域連合におきましては現状では、自動で計算できるページを作成することは、職員が自前でやっておりますので難しいところでございますが、被保険者等がご自分で保険料を試算できるホームページの作成につきましては検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(米持克彦君) 金丸議員。
- **〇29番(金丸和史君)** わかりました。ありがとうございます。

やはり当初からお話をしているところなんですけれども、どうも説明会の中で制度がわかりづらいというような、保険料もわからないという個別な話がどうも出ているようですので、そういうことも含めて、多分今後スケジュールがだんだん出てくると思うんですけれども、考える場合、被保険者証の発行ですとか保険料の徴収が届いた時点でどういう反応が出てくるのかということも含めて、ある程度スケジュール等を含めて、広域連合として情報を発信するという方法を考えていただきたいなというふうに思いますので、そのようなための周知をぜひ考慮していただきたいと思うんですけれども、その点についてのご意見を伺いたいと思います。

- 〇議長(米持克彦君) 局長。
- **〇事務局長(安田茂顯君)** 制度が変わりやすい等の声もあるため、もっと周知すべきか とのご質問かと思います。

広報につきましては、広域連合と市町村が連携いたしまして積極的な広報に努めているところでございますが、3月は制度開始直前ということでもございますので、さらに広報に重点を置くこととしているところでございます。具体的には、まず1点として、3月上旬には広域連合の独自のポスターを作成いたしまして、医療機関や市町村などに配布いたします。3月中旬には被保険者証の事前送付ということになりますので、その中に制度解説用のリーフレットを同封いたします。また、3月下旬には被保険者証の被保険者の住所も判明しているところでございますので、既に発行しております広域連合だよりの創刊号、第2号、さらに第3号も加えたものを被保険者全員に対して直接広域連合から送付する予定としているところでございます。

なお、被保険者からの電話等による直接の問い合わせにつきましても、丁寧でわかり やすい説明に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(米持克彦君) 大木傳一郎議員。
- ○33番(大木傳一郎君) 議長、議事進行の問題でちょっとお伺いしたいんですが、1時半から開会されて、もう大分時間が過ぎます。10分程度の暫時休憩はいかがでしょうか。
- ○議長(米持克彦君) じゃ、時間の関係がございますので、どうでしょうか。休憩をとりましょうか。

じゃ、再開は3時半といたします。暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時30分

○議長(米持克彦君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

大木傳一郎議員。

O33番(大木傳一郎君) 議長にお願いしたいと思うんですが、先ほど八千代の横山議員から質疑のあり方について、私の質問に対して問題提起があったんですが、私はここに全国町村議会議長会の議員必携を持ってきました。私の質問は議会の活性化に逸脱するものではないことを表明しながら、どうか妥当な議事采配を強くお願いいたします。

では、議案第6号の平成20年度一般会計について質疑を行います。

先ほどの条例制定のときにも私は質問したんですが、今回の一般会計の中にもあるわけですが、いわゆる臨時特例交付金、これについて、やはり引き続き千葉県としては国にその継続を強く要求した形で努力するのかどうか。とりわけきょう、連合長も出席しているわけですから、連合長、答弁したくてうずうずしているような感じですので、連合長からその基本的な方針を質疑したいと、このように思います。

次に、市町村の支出金及びいわゆる共通経費の負担金、これについての算出根拠。いわゆる均等割及び老人人口割及び人口割という、この3つを機軸にしながら市町村の負担金が決められるわけですけれども、この負担金の56市町村の実態調書、これは私は連合議員でありながら知らされていない。恐らくここにおられる議員の皆さんも承知していないと思うんです。これは当然、事務局として、その全貌が明らかになった内容が記された資料の提出を、今そこにあれば直ちに提出していただく。もしなければ後で提出

していただきたい。

それから第3に、均等割の10%を私は問題にしたいと思うんですが、いわゆる連合長のような船橋とか市川とか、横山さんの八千代とか千葉市とか、そういうところの均等割10%と、例えば財政指数が非常に小さい、あるいは人口が非常に小さいところ、村、まだ存在しているわけですが、同じ10%をかぶせるというのは、負担を強いるというのはかなり不均衡を生ずるのではないか。そこで、例えば均等割の10%ではじき出されたそれぞれの市町村の人口1人当たりの金額、ある県でそれを試算したら2,000倍、3,000倍というところがあるわけです。同じ市町村でそんなに格差があって果たしていいのだろうか。私は、この均等割の10%というのは再考の余地がある。連合としてもう一度再検討の必要があると、これは国から示されているからそういうことになったと思うんですが、これで妥当だと思うんですか。お答えください。

それから、幸か不幸か、旭市、匝瑳市、東庄、芝山、いわゆる医療費が全県の平均より20%低いということで、いわゆる不均一賦課になっているわけです。旭の場合は、旭中央病院という巨大な病院があるわけですが、私どものすぐ隣です。旭の場合は全県平均よりも26.98%、27%も医療費のかかる率が低い。匝瑳市は約25%、東庄は28.26%、芝山は22.25%。しかし、この20%以上低いところ、たった4つです。4つの自治体です。県下市町村別の平均医療費調書というのはあるんですか。あるでしょう、当然。これ、調べてこういうふうに4つの市、町が出たんですから、そのやはり資料も我々議員にご提出をいただきたい。

私がそこで連合に質疑し回答をいただきたいのは、20%というパーセントで区切ることなく、いわゆる国がそういうふうに決めたのでしょうけれども、やはり県独自で、15%以上の市や町・村に関しては、やはり軽減措置を進める。これが思いやりのある、弱小と言うとちょっとしかられそうですけれども、いわゆる小さな市や町に対する恩恵のある施策ではないんでしょうか。15%以上医療費が低い、医療費がかからない市や町はどこですか。質疑いたしたいと思います。

次に、今度は議会費の問題ですが、私は、この約3,382億円の審査を行う議会は、もっともっと時間をかけて、もっと真剣に、先ほど申しましたように、この議員必携にもあるように、個人的な意見表明権も十分認めて十分な審査をするのが、この議会の務めだと思うんです。

そこで、議会事務局長の人件費も議会費からは出されていない。会議時間は、きょう

は時間延長をすればある程度になるんですか。いわゆる先ほどの議員の議事進行の質疑の中でもありましたように、無駄のない質問、質疑。時間をしっかり使って議論するというのが議会の初歩的な務めですよ。そうですよね。全国的に私は調べてみました。埼玉では1時間とっています、一般質問。

[「予算審議をしているんだよ」と呼ぶ者あり]

- O33番(大木傳一郎君) 議会費について質問しているわけですから、十分聞いてください。
- ○議長(米持克彦君) 大木議員、議案質疑ですから簡潔にお願いします。
- O33番(大木傳-郎君) それから岡山では、いわゆる議会費の支出の問題を質問しているわけです。岡山では答弁を含まず30分やっておるんです。大阪では議長権限で時間回数制限をやっていないです。ところが、この議会では、恐らく千葉市の議長はもうベテランですから、議員の発言を十分尊重して吟味するようにすると思いますけれども、乱暴な議事運営をしないと思いますけれども……
- 〇議長(米持克彦君) 大木議員、事務提要に従って簡潔に行ってください。
- O33番(大木傳一郎君) だから、そういうような妥当な議会費を計上し、議会の権限を 高めると。議会だよりの発行の予算さえないでしょう。

[「一般会計の予算をやっているんだよ、今は」と呼ぶ者あり]

O33番 (大木傳一郎君) 一般会計は議会費は議会費で、議会だよりだよ。連合だよりじゃないですよ。勘違いしないでください。こういう議会の中での審査の内容について、議会だより、県下100%出しているでしょう。何で出さないんですか。なぜ予算計上しないんですか、議会費で。

きょうは傍聴の方が大勢います。30席、これを50席、100席にして大勢の方々の皆さんが傍聴に来られるようなシステムづくりを、この議会費の中でやる必要があるんじゃないですか。

会議録の配付。議員の皆さんには配る。各56市町村には配るかもしれない。県立図書館、各市にも全部図書館があります。すべての図書館にこの議事録の配付を義務づける、 それを実行するのが当然でしょう。その予算措置はありますか。議会としての公聴会、 これをやる予算措置はありますか。ないでしょう。

以上、ちょっと言葉がきつくなりましたけれども、穏やかに私は質問したくてしたく てしようがなくて、きょうは静かにやろうかなと思っていたんですが、途中からそうい うような野次が出たので、ちょっときつくなったことを本当におわび申し上げたいと思 うんですが、ぜひ真剣な前向きな答弁を心からお願いしたいというふうに思います。

〇議長(米持克彦君) 答弁願います。

総務課長。

○総務課長(鵜沢広行君) 何点かご質問いただきましたけれども、一番初めの臨時特例交付金の継続など、国・県へ要望したらいかがかというご質問でございますが、これは先ほど局長からもご説明がありましたとおり、この高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金につきましては、制度の円滑な施行のために広域連合に基金を設置し、保険料徴収激変緩和措置及び広報・周知等経費に充当するものでございます。しかし、臨時的な特例交付でございますため、平成21年度をもって基金事業は終了し、基金は解散することとなっております。この特例措置は20年度限りの措置と考えております。

次に、市町村負担金と共通経費負担金についての算出根拠と各市町村の負担金額の資料の提出並びに均等割10%は問題ないのかというご質問でございますが、広域連合の経費を支弁するための市町村負担金につきましては、広域連合規約の第18条を根拠としておりまして、共通経費の構成団体の負担割合は均等割が10%、高齢者人口割が50%、人口割が40%と規定されております。この負担割合が決まった背景でございますが、これは平成18年11月の第2回広域連合設立準備委員会総会において決定されたものでございます。

続きまして、不均一賦課負担金の算出根拠でございますが、この不均一賦課ができる 町村につきましては、先ほどお話がありましたとおり旭市、匝瑳市、東庄町、芝山町の 2市2町となるわけでございますが、この算定に当たりましては、2市2町ごとに本来 賦課すべき額と保険料条例で定められた料率で計算した額との差額を出しまして、その 合計が9,898万円余りになったものでございます。

続きまして、議会費に関する質問でございますが、人件費が計上されていないという ご質問でございますが、これにつきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、議会 事務局の職員は全員連合長事務部局職員が併任することとなっているためでございます。 それから、会議の時間等についてのご質問でございますが、議会運営に関する事項に つきましては議会運営委員会の所管となり、その判断及び申し合わせ事項に従っている ところでございます。

それから、議会だよりが予算計上されていないというご質問でございますが、独立し

た議会広報紙は発行しておりませんが、広域連合の広報紙でございます、ちば広域連合だよりの紙面構成の中で対応しております。

以上です。

- 〇議長(米持克彦君) 大木議員。
- O33番(大木傳一郎君) 私は、先ほど申されたように正当な形で質疑をしているんですが、正当な答弁をお願いしたいんです。質問したことに対して答えていないんじゃないですか。改めてもう一度言いますよ。

私は臨時特例交付金の継続を国や県に要望していただきたいというのに対して、もう終了すると言う。終了するのは私も知っていますよ、それは。知っているけれども、終了するんじゃなくて、継続を千葉県として要求してほしい。答えはないでしょう。資料の提出を求めました。それに対して答弁ないでしょう。均等割の10%の、いわゆる住民1人当たりの最高は、住民1人当たり、高いところと最低のところのその金額、どことどこだということを私は質問したんですよ。答弁ありましたか。横山議員、こういうわけなんですよ。質問したことに関して答弁がなくては、これは3回しか質問できないようになっているんでしょう、この仕組みは。1回目は私は、先ほどの議事進行の問題で無駄になっちゃうわけですよ。無駄な質問になっちゃうんですよ、私がやりたくないのに。

20%以上は4市町。15%以上のところ、ここにありますよ、きょう参加されている議員のところにも。じゃ、我々のところももう少し負担軽減してほしいという願いが出ますよ。例えば18%、19%のところはないですか。たった1%、2%の違いで、いわゆる不均一課税の対象にならなくなっちゃう。落ちこぼれですよ。こぼれてしまうところ、あるんですよ。そういうところを資料を根拠にして議会に提出するのが執行部の責任じゃないんですか。これも答弁ないんですよ。無駄な質疑になってしまったわけですよ。議会だよりの発刊だって、私はもう2回、今まで広域連合がたよりを出したものは、つぶさによく見ました。議会での報告も4ページ目に書いてあるのを私は見ています。これは本来のあり方じゃないでしょう。議会は議会としての権限で出すのが議会制民主主義のいろはでしょう。執行部と一緒になって出すようなのは、それは議会だよりじゃないですよ。もっとつぶさに詳しく議会の姿を高齢者の皆さんに、この後期高齢者の新しい事業に不安を持っている方々に安心していただくためにも、広報で徹底するのが務めでしょうよ。だから、例えばこの議会の広報に関しては議会としての権限で、議会事

務局長は議会事務局の経費で給料を払う。議員の議会事務局の職員として専任して議会 だよりの発行をやる。当然の話じゃないですか。

会議録の配付。答弁ないですよ、これも。改めて答弁してください。無駄な時間は避けましょうよ。

〇議長(米持克彦君) 局長。

○事務局長(安田茂顯君) まず1点目の国への要望でございますが、保険料を負担していなかった被扶養者に対する経過措置においては20年度だけの特例措置と考えております。この後期高齢者医療制度におきましては、被保険者一人一人に保険料を納めていただく支え合う制度と認識しております。現在のところ、国に要望することは考えておりません。

それから、不均一保険料の件でございますが、20%というのは、その差額についての 負担が国・県で負担するということもございます。これについては統一的なパーセント ということで国が示されたものでございますので、これでやっていこうということでご ざいます。15%以上の市町村の関係については、ちょっと今手元にございませんので、 後ほど出させていただきたいと思います。

そして、広域連合だよりに議会の広報というご質問でございますが、そもそも広域連合議会の議事録につきましては広域連合のホームページで公開しているところでございます。ちば広域連合だよりということで、現在市町村で行っております議会広報という位置づけで紙面を割いているということで広報しているということでご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

〇議長(米持克彦君) 大木議員。

○33番(大木傳一郎君) 幾らか答弁がありましたので、臨時特例交付金については、もうこれ以上求めない。でも、全国的には私、政治情勢は生きているわけですから、やはり高齢者の批判を受けて政府が2度のいわゆる凍結、期間延長、今、こういう求めなければならない、やらなければならない政治情勢なんですよ。ですから、私は県連合としても、連合長が1都3県の連合長合同で県に要望したように、引き続き凍結と、いわゆる負担軽減のための要望をこれからもやっていくのが千葉県連合としての責務ではないか。連合長、いかがですか。連合長にその所見を伺いたいと思います。

それから、均等割の10%問題は、最高と最低の金額差、所によっては2,000倍ですよ。

2,500倍というようなこともあるんですよ、住民1人当たりの均等割の金額が。千葉県でどうですか。何倍ですか。住民1人当たりの金額が少ないところと、人口の少ないところは、当然負担が10%ですから均等に10%かかってくる、覆いかぶさってくるわけですから、人口の少ないところはそれだけ負担をしなければならない。人口の多いところは軽くて済む。この関係なんですよ。最大限高齢者割、人口割、ここに力点を置く。それ、答弁してください。もし答弁、きょうここで資料がなければ、私、無理に言いません。後で結構です。議長、よろしくその辺は議長のほうからお願いしていただいて、事務局を通じて全議員に、私だけに送るんじゃなくて、全議員の皆さんに参考資料としてお渡しをいただきたい。いかがでしょうか。

高齢者も、ホームページ、パソコンを使う高齢者はいないとは限らないです。私ももう65歳ですから、66歳か、高齢者ですから、でもパソコンを私は使います。インターネットも見ます。自分で何でもパソコンで大いに情報を集めます。ただ、75歳以上の高齢者がホームページを見て議事録を見ますか。結構図書館に行って、高齢者の皆さんはじっくり時間がありますから、そこにある議事録をひもといて、それぞれの市町村の議事録を読んでいる方は、私は図書館で目にしますよ。当然広域連合としても県立図書館、各それぞれの市町村の図書館に配付方々するのが、連合としての議会としての責任じゃないですか。情報を開示すること、これは初歩的な責務だと思うんですが、会議規則にもそれはあるでしょう。ぜひそうあるべきだと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

〇議長(米持克彦君) 局長。

○事務局長(安田茂顯君) 均等割の10%の件でございますが、この全市町村の分布金の考えでございます。これにつきましては、準備委員会の折に全市町村の方々と協議した上で規約に盛り込んだという経緯がございます。確かに他県ではゼロのところもございますが、何らかやはり均等割が必要だというご意見もありまして、10%という割合を置いたところでございます。

そして、議会の関係の広報でございますが、確かにインターネットの関係では、なかなか高齢者の方は使わない方もいらっしゃるかと思います。当広域連合といたしましては、議事録につきましては、当然のことながら各議員さんにお配りし、またインターネットにも出しているところでございますけれども、必要な、例えば図書館とか各市町村議会、あるいはいろいろなところについて配付も考えてまいりたいと考えております。

また、1番目のご質問でございますけれども、国への要望ということでございますが、

現在のところ考えていないということでございます。以上でございます。

○議長(米持克彦君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米持克彦君) これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

大木傳一郎議員、自席でどうぞ。

○33番(大木傳一郎君) 大体のところは討論というと登壇して……。議長の命令ですので、自席で行いたいというふうに思います。反対討論を行います。

議案第6号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案について反対 の討論を行います。

反対理由の第1は、世界で類例のない、そして今、全国で批判が高まるこの後期高齢者医療事業、それについては千葉県の中でも7議会で見直し、そして撤回・中止を求める意見書が採択、可決されました。我が匝瑳市でも市議会で、12月議会、住民、老人クラブ会長から出された陳情が全会一致で、この新制度の中止・撤回を求めています。それらの総意から見ても、県連合として制度の問題点への認識がもっと真剣に認識されて、この制度の見直しに対する政治姿勢を確立して、国や県に強く見直しを要求すべきであります。しかし、その姿勢が希薄だと、今までの質疑の中で明らかになったわけであります。

第2として、県下56市町村の共通経費負担金の均等割10%は財政規模の小さい自治体にとって負担が重過ぎます。今後の再検討を強く求めたい。我々56市町村の議員も、その実態をもっともっと知り尽くして、その問題点を明らかにしていかなければならない。全国的には、先ほど答弁があったように、均等割ゼロのところもあるわけです。当千葉県としても再考を強く求めたいと思います。

第3に、匝瑳市を含め4つの自治体は不均一賦課であります。この市・町は、やはり今まで早期発見、早期治療、健診内容の充実による成果であり、それを20%を分岐点にする。それは19%とか18%のところは納得できないと思うんです。もっと20%でなく、15%以上についても救済というのか、負担軽減の対応が県連合として求められるのではないか。一たん決めたから、もう永久にそういうことなんだというような硬直した対応ではなくて、柔軟に対応するのが県民への高齢者への思いやりの施策ではないでしょう

か。ましてやスタートです。スタートしたばかりなんです。どんどん県民の立場に立って改革、改善するのがこの連合の務めだと。ところが、きょうの議論の中ではそうはなかなかいかない。残念至極。

第4点に、やはり議会費の問題を重視していかなければなりません。1時半から5時までやるのか、7時までやるのか、これからの議論なんでしょうけれども、これだけ膨大な予算をたったの半日、それも1日で、19年度の予算は2日間でやると決めたんですよ、予算は。それを1日に縮めて議会の予算は半分にする。議会軽視も甚だしい。これでは議会制民主主義が発揮できない。発揮できないような仕組みが今つくられようとしている。専任の議会職員もいないというのは県下ではいないですよ。どこもないと思いますよ。議会事務局長、あそこに座っておりますけれども、これ、議会の職員は議会からは予算が出ていないわけです。行政と議会が結果的に予算的には一体になっているという、本来あってはならない姿がここにある、存在する。

それから、やはり議会費の問題でくどくど言うようで本当に皆さんにご迷惑ですけれども、年2回の、1回半日の定例会では十分な審査、議論はできませんよ。けんけんがくがく、民主主義の時代ですから、大木さんはこう言うけれどもおれはこうなんだと、いろいろな意見を出し合って最終的に表決に付すと、これが議会でしょう。ちょっと私が言うと、やり方がおかしいじゃないかと、これでは議会の体をなさない。一般質問、これから私はやるわけですけれども、たったの15分ですよ。これ、やりようが難しいですよね。これでは質問をどう質問していいか。答弁も難しいと思うんです。先ほど申しましたように、大阪の連合議会では、議長が時間も回数も制限しないで自由に発言させています。埼玉では1時間、時間をとって一般質問させています。岡山では答弁を含めないで30分実施しています。これもいつか千葉県で申し合わせで決めたから、もうしようがないと。政治は生きているわけです。議員の皆さんが闊達に議会の活性化のために大いに議論できるような場づくりが今必要になっている。それが実行されない。

もっと驚くのは、この申し合わせ事項を私も読ませていただきました。討論は3日前に通告ということ。討論というのは、本会議場で、あるいは委員会で議論する中で反対か賛成か出てくるわけでしょう。いい答弁が出れば賛成するわけですよ。それを3日前にあらかじめ反対ありき、賛成ありき。何でも賛成ならいいんですよ。議会というのはそういうものじゃないでしょう。これも早期に是正しなければならない。これはもう、我々56人の議員の本質が問われる重大な問題だと思うんです。

広域連合議会だよりの予算計上もない。今までどおりやっていく。多大な経費をかけるホテルでの、21万何千円かかけてこういうところでやる。もっと幾らでもあると思いますよ。北海道では国保会館でやるようにしました。最初、ホテルでやっていたものを議員から批判が出て、千葉県でもぜひ是正すべきである。こんなような状態では北朝鮮や旧ソ連のような議会になってしまいますよ。暗黒ですよ。自由と民主主義の国、この日本、そして自由民権運動でも大きな役割を果たしたこの千葉県、ここでこそ広域連合の議会にふさわしい議会の活性化、現状では心もとない。悲しいかな、本当に悲しいかな、そんな議会になっているのではないでしょうか。そのことを指摘して反対の討論といたします。

○議長(米持克彦君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米持克彦君) 討論を終結いたします。

これより議案第6号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(米持克彦君) 起立多数。

よって、平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については原案のと おり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(米持克彦君) 日程第11、議案第7号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〇広域連合長(藤代孝七君) 議案第7号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合予算書の11ページをごらんください。

本案における歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,362億659万6,000円と定める ものです。また、地方自治法の規定による一時借入金の借入最高額は300億円と定めるも のです。

歳入の主なものとしては、市町村負担金653億457万6,000円、国庫負担金762億4,379万円、県負担金258億7,471万9,000円、支払基金交付金1,424億5,924万6,000円などを計上するものです。

次に、歳出の主なものとしましては、一般管理費で職員人件費、資格管理事務費、賦課徴収事務費、給付一般事務費及び電算事務費で17億957万8,000円を、療養給付費で3,232億6,180万3,000円を、移送費で38万6,000円を、審査支払手数料で12億5,401万2,000円を、高額療養費で28億8,077万6,000円を、葬祭費で15億6,310万円を、千葉県財政安定化基金拠出金で2億9,352万9,000円を、特別高額医療費共同事業拠出金で4,042万6,000円を、健康診査費で13億627万1,000円を、予備費で38億9,671万5,000円を計上するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(米持克彦君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。 金丸和史議員。

O29番(金丸和史君) 議会活性化のために質問させていただきたいと思いますが、特別会計の予算の中で、医療費については前回の議会でも根拠を説明していただいたんですけれども、質問させていただいたんですが、今回45ページのところ、今話題になっている特定健診のところですね。制度が4月から変わるということで、市町村が委託を受けてこの健診を行うということなんですけれども、その中で、今回健康診査費ということで13億627万1,000円ということで計上をしていますが、これについての算定の根拠を伺いたいということで、やはり今回の広域連合の中では、事業としてはかなり大きな事業というとらえ方になるかと思いますので、その計上の根拠についてお聞かせいただきたいと思います。

〇議長(米持克彦君) 局長。

〇事務局長(安田茂顯君) 健康診査費の費用計上の根拠ということでございますが、健康診査費13億627万1,000円につきましては、平成20年度被保険者見込み数約50万5,000

人に受診予想率32%を乗じまして、受診者数を約16万1,000人と推計いたしました。これに1人当たり健診費用を乗じた額を計上しております。具体的には、1つとして、実施方法は現行の個別方式と集団方式といたします。2つ目として、健診項目は特定健診の項目のうち必須項目のみとする。3つ目として、受診者の自己負担はゼロとして、1人当たり健診費用は個別方式が約8,700円、集団方式は約7,400円と設定することなどにより積算しているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(米持克彦君) 金丸和史議員。
- O29番(金丸和史君) 大まかなところはわかったわけですけれども、再質問を2点ほどさせていただきたいと思うんですが、健康診査の件なんですけれども、先ほど答弁の中で受診予想率が32%ということで、うちの市でもたしかもう少し高かったのかなというところだったと思うんですが、詳しいデータはちょっと今持ち合わせていないんですけれども、その受診予想率を、ちょっと低目かなという率直な感想なんですけれども、32%ということを想定したという、その想定の根拠をさらに伺いたいと思います。

それと、2点目なんですけれども、現在被用者保険に入られて、健診のデータが健康保険組合などで健診機関でデータが蓄積されているという現状があります。その中で、それが今回から75歳ということになれば、75歳以上の方が全部市町村での扱いということで明らかに変わってくるわけですけれども、私、そういう仕事を前にしたことがあったので、ちょっと気がかりなんですけれども、75歳以上の方であっても、そのまま被用者保険の保険者の関係での健診の機関で受けたいというようなニーズが多分あるのではないかなという、そういう心配をしているんですけれども、その中で、その受診したというときの考え方、今お話をしたとおりだと思うんですけれども、そういったときの扱いというんですかね。保険給付で言えば、例えば療養費で受け取るような現金でバックするというような、健診の中でそういう考え方ができないのかどうか。多分そういう方は中に長年、何十年も同じ健診機関で受けているというような状況の中が多分いらっしゃるだろうなという気がしておりますので、その辺の考え方と、広域連合にそういう場合に、療養費払いではないんですけれども、健診料の差額を請求がなされるというような、そういう想定の中でそういう請求ができるのか。その2点について伺いたいと思います。

以上です。

- 〇議長(米持克彦君) 局長。
- ○事務局長(安田茂顯君) 受診予想率32%でございますが、これは平成18年度に県内市町村で実施した健診におけます75歳以上の受診率実績を用いたものでございます。ちなみに、全国の広域連合でもいろいろな考えがございまして、低いところでは五、六%、高いところでは50数%という取り扱いのもとに保険料率を積算していると聞いておりますが、平均的には20数%と聞いているところでございます。

次に、市町村の健診を受診しないで被用者保険の健診を受診した場合の考え方でございますが、原則でございますけれども、75歳以上の者は広域連合が市町村に委託して実施する健診を受診していただきます。また、その費用につきましては広域連合から市町村への委託料でやっていただくということになってございます。健診の該当者には市町村からの通知に受診できる医療機関等を明記いたしますので、またあわせて受診券を送付いたしますので、ご理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(米持克彦君) 次に、杉浦誠一議員。
- **〇7番(杉浦誠一君)** 松戸市の杉浦でございます。通告させていただいておりますので、 簡潔に質問させていただきます。

議案第7号の歳出第2款保険給付費、1目療養給付費の説明欄、療養給付費等。予算に関する説明書、42ページでございます。被保険者のうち、現行制度では障害認定を受けて老人医療受給対象者となっている方は、申し出によりまして後期高齢者医療制度の被保険者とならないこととなりますが、こうした方々をどのように把握して、この療養給付費の算定に当たったのか、お伺いしたいと思います。

それから、今の印西市さんの質問の件と面が違うんでございますけれども、44ページ、第5款保健事業費、1項健康診査費のやはり同じ問題でございますが、この健康診査事業につきましては、私どもの前任者である岡本議員が、健康診査費用の統一的運用という広域的観点から県医師会との協議についてお聞きしております。今回の予算書の健康診査につきましては、市町村へ全部委託とのことでございますが、診査費はおのおのの市町村が医師会等との協議により決定することとなります。均一の委託料では、市町村によっては一般会計からの持ち出しも懸念されます。この委託料の運用をどのように取り扱うお考えなのか、お伺いしたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(米持克彦君) 局長。
- ○事務局長(安田茂顯君) 障害認定を撤回する者について、どのように把握し療養給付費に反映させたのかというご質問でございますが、療養給付費3,232億6,100万円につきましては、昨年保険料率を算定した際の被保険者見込み数、障害認定者数約2万人を含めまして50万5,000人をもとに積算しておりまして、これから申し出が見込まれます障害認定を撤回する者の数は見込んでおりません。

なお、障害認定の撤回につきましては、本年3月31日までに申し出をいただければ後期高齢者医療の被保険者とはならず、現在の加入の保険制度にとどまることになります。また、被保険者となった方につきましても、4月1日以降においても撤回することも可能となっているところでございます。現在、老人保健制度において障害認定を行いました各市町村が認定申請の撤回につきまして該当者に個別に通知するなど、周知を図っていると聞いているところでございます。

次に、健康診査に係る市町村委託料についてのご質問でございますが、保健事業につきましては、その実施は努力義務となっているものの、生活習慣病を早期に発見するなどの観点から、関係市町村との協議を踏まえて国庫などの保険者が実施いたします特定健診の中の必須項目を実施することとしております。市町村への委託料につきましては、その財源が均一保険料をもって充てることから、サービスに地域格差が生じないよう配慮いたしまして、1つとして健診項目の単価は国が定める診療報酬単価とすること、2つ目として受診券作成や郵便代などの事務経費の基準額、3つとして介護保険の生活機能評価と共同実施に努めて重複項目の費用を節減することなどにつきまして、市町村担当課長へ伝達し、準備をお願いしているところでございます。

今後、保健事業につきましては、その実施状況等を十分検証いたしまして、関係市町 村等の意見を聞くなどして効率的で効果的な保健事業のあり方も検討してまいりたいと 考えております。

以上でございます。

- 〇議長(米持克彦君) 杉浦誠一議員。
- **〇7番(杉浦誠一君)** ご答弁ありがとうございました。

健康診査でございますけれども、厚生労働省は都道府県に対しまして、健診対象者の うち血圧や血糖を下げる薬などを使用している人を対象から除外する必要があると説明 したと伺っておりますが、事務局としては、この厚生労働省の方針にどのように対応す るのか。さらに、健診事業は市町村の委託方式により実施されることとなっておりますので、その市町村と健康診査実施機関、例えば医師会との間におきまして、ただいま申し上げました対象外として入れられた方々についても健診を行う旨の協議がなされ、健診事業が実施された場合、その委託料はどのようなとらえ方をなさるのか、お伺いいたします。

- 〇議長(米持克彦君) 局長。
- ○事務局長(安田茂顯君) 健診対象者については、先週2月6日の全国会議資料の中で、申し込み時の質問票を見て治療中の者を除くなど、対象者の絞り込みを行うことが示されたところでございます。この対象者の絞り込みの趣旨でございますが、健診の目的が糖尿病等の生活習慣病の早期発見、または重症化予防でございまして、既に治療中の者につきましては必要性が薄く、必要な検査は治療の一環として行われるため対象者から除くという趣旨でございます。この件につきましては速やかに市町村に伝達いたしたいと考えております。健診費用の財源につきましては保険料をもって充当することから、費用対効果という観点からも、この方針で実施してまいりたいと考えております。

また、対象外の関係についてでございますけれども、県下の統一的な取り扱いを図る という上からも、この方針に基づき委託料の執行となりますのでご理解を願いたいと考 えております。

以上でございます。

- 〇議長(米持克彦君) 大木傳一郎議員。
- O33番(大木傳-郎君) 執行部から提案された、全体で議案7件、最後の議案になるわけですが、議案第7号 平成20年度特別会計予算について若干ご質問、質疑をいたします。

まず最初に、市町村ごとの保険料の納付対象者数、これは当然匝瑳市は匝瑳市として 出ているし、全県下出ているわけですが、その中で年金1万5,000円以下、いわゆる普通 徴収の方々の人数。それぞれの行政区ごとにその割合、人数、どの程度の状況か。それ は調書として、事務局というより執行部の中にあると思います。ありますか。答弁をお 願いしたいんですが。

次に、各行政区ごと、56市町村ごとの1人当たりの平均保険料は幾らか。収納率の見通しはどう見ているか。この資料はありますか。あればあると答えてください。

次に、軽減措置実施の被用者保険の被扶養者であった方、いわゆる凍結対象者ですよ

ね。負担軽減の対象者です。全県での人数、市町村ごとの人数、この資料は、これはなければ仕事になりませんから、これはありますよね。その資料の提出をお願いしたい。

そこで、いわゆる被用者保険の被扶養者であった方が半年間の凍結とか、一定の軽減措置がある。国民健康保険税はできないわけでしょう、その被扶養者は。それで、農村部は大体6割から7割国民健康保険ですよ。その方は全面的に、この凍結から排除される。なぜ特別措置から疎外されるのか。これは国が決めたからと言えばそれまでですけれども、なぜなのか。

次に、今度の新しいこの制度によって、今までの被用者保険、あるいは国民健康保険、 税、料というところがありますけれども、今よりも負担増になる人数はどれぐらいいる のか。そういう試算は連合として試算されているでしょうか。しているということであ ればお答えください。

それから、先ほどもちょっと質問の中にありました健診問題ですが、よい健診をしようと思えば、今まで国保で、例えば匝瑳市は匝瑳市でよい健診をする。そうすると国の基準よりも濃厚な健診をする。そうすると超過負担が生まれる。それは市の持ち出しになるわけです。県負担はない。今度のこの場合は、従来の県の負担はあったものが県負担なしと、それを保険料で賄う。そうすれば保険料が負担を高くしなければならない、負担増にしなければならないという悪循環になるわけですよね。私は、この健診事業というのは、やはり従来どおり県に、従来は基本的に3分の1ですか。3分の1の負担はやはり当然のごとく持ってもらう。これは当然のことでしょう。それについて県の対応と連合の要求、要望というのがどうなっているか、何おうと思います。

それから、減免の問題ですが、後期高齢者の医療に関する条例20条の第5、減免の基準の中に、その他特別の事由がある場合と、こうなっている。匝瑳市では、ここを一つの機軸にして国保税と市民税の減免措置取扱基準というのを分厚く、かなり詳しく基準を決めました。いわゆる限界生活、生活保護ぎりぎりの方々に手を差し伸べるという、そういう減免の対応を決めました。この20条第5のその他特別の事由がある場合というのを活用して、連合としても独自の減免取扱基準、要綱、こういうものを具体的に制定する必要がある。その用意はあるかどうか。その場合、もし決める場合は生活保護の基準の1.2倍程度に、やはり減免の基準をそこの水準以下にしていく。その策定の用意があるかどうか。

全県下では、市町村独自で減免規定をつくっているところが幾つかあります。ところ

が、連合でもしやらないということになると、そういういい減免制度があるところを抑圧するというのか、いわゆる自治侵害するというのか、そういうような可能性も出てきてしまうんですよね。そこではっきりさせていただきたいのが、県連合としては、それぞれの市町村の地方自治権はしっかり守る、侵害しないということを約束できるかどうか。ここをはっきりさせていただきたい。

次に、今度、20年度、来年度の歳出の委託料 9 億1,661万、この委託料の件数。何件でこれほどのものになるのか。最大の委託料というのはどういうものなのか。

また、使用料と借上料についての内訳を説明していただきたい。特に電算機関係の借上料が1億7,382万円。もう既にこのメーカーとか決まっているのかどうか知りませんけれども、このメーカー、富士通なのか、いろいろな業者がたくさんあるわけですが、入札の方法。どういうふうに実施するのか。この電算機、いわゆるパソコンを使う職員、今度40何人と言いましたね。そういう方々が1人1台ずつ全部使うわけですよね。その電算機を使うための服務規定というのはあるんですか。私が勉強不足で、今までの議会でそういうものを決めたかどうかというのを、そこまで私も精査していないんですが、服務規定がある。なければつくる。

それからもう一つ、今、この電算機というのか、電子自治体ということをよく言いますけれども、私もさまざまな情報は、パソコンでいろいろな情報を集めるわけですが、ところが、連合のホームページには、市町村の職員は見ることのできるページが我々議員には見ることができない、いわゆる専用のホームページがあるわけですね。ユーザーIDがなければわからない。パスワードを入力しなければ開かない。我々少なくとも議員には、市町村と県とのやりとり、いわゆる決定前の事前情報の開示、これは民主主義の国として隠すべきものではないでしょう。マル秘条項じゃないでしょう。それをなぜ議員には開示できないんですか。だからこそ北朝鮮やソ連みたいな暗黒の政治に突き進む危険性、そんな雰囲気だということを先ほども申し上げたんですが、開示すべきでしょう。

それから、広域連合長にお願いしたいんですが、県の職員は今2人います。事務局長、 失礼ですが今まで2人。これからもふえるんだか知らないけれども、私は、県全体の後 期高齢者のための施策を実行する団体です。県の職員の給料は県で持つべきですよ。県 はそれぐらいの思いやりがあっていいんじゃないですか。それを連合長として堂本知事 に、連合長、要望していただきたいと思うんですが、要請していただきたいと思うんで すが、予算要求をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

次に、資格証明書の発行問題で若干伺っておきたいと思います。

県内で国民健康保険の場合は7自治体が資格証明書発行ゼロです。国は発行しろ、発行しろ、滞納一掃のために発行しろと言っても、頑として受けとめないで資格証明書を発行しない自治体が県内で7つあります。すばらしいことだと思うんです。そのほかたくさん発行しているところもあるし、10件とか20件、これぐらいのごく少数の資格証明書の発行しかしていないところもあります。これもやはり低所得者や、払いたくても払えないという方々への温情の思いやりの姿がそこにある。

そこで伺いたいんですが、今度の後期高齢者、75歳以上の方々、そういう方々の保険証を取り上げて資格証明書を発行する。医者にもかかれないようなことをやろうとしているのが今度のこの制度です。ぜひ各自治体の判断に任せて、できるだけ資格証明書の発行を抑え、この前テレビでも、ベンツに乗りながら生活保護を受けていたというのがテレビで報道されましたが、あんなとてつもない悪質なのは、それはいいでしょうよ。ところが、生活ぎりぎりの方々の保険証を奪えば、資格証を発行すれば命をも脅かす。人の道にあってはならないようなことが起こり得る。北九州市や福岡でそういう事件が多発したわけでしょう。少なくともこの県の広域連合ではそういうことがあってはならない。そうぜひしてほしいと、そういうふうに、この県の広域連合としての基本方針としてそうあるべきだ。どういう方針でしょうか。お尋ねしたいというふうに思います。以上、ご答弁ください。

〇議長(米持克彦君) 局次長。

〇事務局次長(斎藤浩史君) まず、保険料についてのご質問にお答えいたします。

保険料普通徴収の対象者数は何人かというご質問でございますが、徴収方法の決定に つきましては市町村事務となっておりますことから、現在、各市町村に普通徴収対象者 数の人数を照会いたしております。

それから、2点目のご質問、保険料の収納率はどれぐらいを見込んでおるのかという ご質問でございますが、予定保険料収納率は、国から示された算定方法に従って99.48% と見込んでおります。

それから3点目、凍結対象者は何人ぐらいなのかというご質問でございますが、凍結対象者は、3月31日現在、被用者保険の被扶養者であることが要件となっておりまして、まだこれから判定するところでございます。4月になってから支払基金という団体を通

じて情報が提供されることになっております。このため、現在まだ数値は確定いたして おりません。

それから、その次、現行と比べた保険料負担額の変化でございますが、これにつきましては、被保険者の8割以上が国保からの移行者ということになるわけでございますが、 国保の保険料は県内市町村ごとに料率が異なっておりますことから、負担額の増減につきましては把握いたしておりません。

それから、その次、健康診査に対する県の補助の件でございますが、広域連合といた しまして、県に対して補助金を交付するよう要望はいたしております。

それから、その次、保険料の減免基準でございますが、県内で統一的な運用が行われる必要があるというふうに考えておりまして、現在検討しているところでございます。

それから、その次、委託料の内容について、歳出委託料の内容でございますが、主なものといたしましては保険料賦課決定通知書・納入通知書作成委託料1億6,413万7,000円、レセプト二次点検委託料3億5,560万円、これらが主なものでございます。

それから、その次、使用料と賃借料の内訳でございますが、主なものといたしましては、広域連合及び各市町村に設置いたします電算システム機器の賃借料1億7,382万4,000円などが主なものでございます。そして、契約の方法でございますが、機器の賃貸借契約につきましては、システムが安定的に確実に稼働するといったようなことなど価格以外の要素も勘案する必要がありましたことから、いわゆるプロポーザル方式によって業者を選定したところでございます。

それから、システムの操作に当たる職員に適用される規定でございますが、一般の地 方公共団体と同様に、広域連合におきましても個人情報保護条例を制定いたしておりま す。それから、システムの取り扱いに関する基本方針、これを制定しております。

それから、その次、県職員の人件費の負担のことでございますが、これにつきまして は、地方自治法の規定に基づきまして地方公共団体間で職員を派遣する場合、派遣を受 けた側の団体が人件費を負担するという規定がございますので、これに沿って対応して いるところでございます。

それから、その次、資格証明書発行の考え方及び市町村との事務分担でございますが、 高齢者医療確保法第54条に基づき、被保険者が保険料を1年以上滞納した場合は、災害 等の特別の事情がある場合を除いて資格証明書を交付することになっております。事務 分担につきましては、法令の規定により市町村が滞納状況を広域連合に情報提供し、広 域連合が対象者を決定して発行することとなっております。

以上でございます。

- 〇議長(米持克彦君) 大木議員。
- O33番(大木傳一郎君) 最初のころの質疑に対しては、まだわからない、まだこれからだと、調査中だと。この段階、4月からスタートする段階で、いまだそういうような状況で、4月から滞りなく事業が進行するのにこの状態でいいのかどうか。とりわけ高齢者、あるいは各自治体、あるいは全県のそれぞれの議員の皆さん、ここにお集まりの議員の皆さんも一番知りたがっているような内容が、まだ報告できない。普通徴収者の人数さえわからないんですか。全国的に約2割程度と、こうよく言いますけれども、ほとんど年金から天引きでしょう。特別徴収でしょう。そういう人数はわかるでしょう。わからないんですか、まだ。

ですから、今回のこの凍結、負担軽減の対象になるのは、今度の事業の対象になる方のごく一握りでしょう。ほとんどの人はこの4月から保険料が徴収されることになるわけでしょう。それだけ重大な問題なんですよ。ですから、そういうような情報を丁寧に早く、多くの関係者に情報を伝えてもらう。お話にならないですよ。ぜひ議長のほうから、事務局長でも結構なんですが議長のほうから、これ以上私が求めても情報が出てこないんですから、これ、そういうような調書なり資料というのをきょう幾つか要求しましたので、後々そういう議員、私だけでなくて全員の議員にその情報、資料を配付されるように議長に強くお願いしたいと思うんですが、議長、いいですね。ぜひそういうふうに取り扱いのほうをお願いをいたしたいと。

聞きたいことはいろいろあるんですが、何となく質問しづらいような雰囲気なので、もう何点か質問して終わりたいと思うんですが、今度、20年度から当然事業が始まって、当然高齢者の皆さんに保険給付費をするわけですが、最近、中医協が1月17日でしたかな、いわゆる後期高齢者の医療に対する方針を発表しました。1つは、初診料は引き上げるけれども再診料は引き下げる。医者にかかりづらい状態をつくり出す。これは医師会も反対です、こういうようなやり方は。第2に、担当医制度を導入する。2つも3つもお医者さんにかからないようにする。かかれば補助を出さない、いわゆる給付費を出さない。あるいは、診療報酬の出来高払いから、いわゆる定額制にする、包括払いにする。これ以上お医者さんにかかっても、これ以上の診療報酬は出しませんよと上限を設ける。ある高齢者の皆さんは「これは高齢者になったら、75歳以上になったら早く死ね

ということか」と怒っていましたよ。それから、早期退院の方々には優遇措置をやる。早く退院しろ、退院しろという状況が出てくる。それから、終末期医療、かなり深刻な事態に直面したときには、無理やりもううちで療養しなさいと、こういうような形で、いわゆる75歳以上の高齢者に差別医療を押しつける方針が出てきたんですが、少なくとも私は千葉県の連合としては、そういう方向に従順に従うということでなくて、事実と事態に対応したというのか、柔軟な対応が求められると、こういう方針に対しては、やはり連合としては異議を申し立てるということが必要だと思うんですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

さらに、65歳以上の障害のある方々は、自動的に今度この制度に加入になるわけです。 75歳から74歳までの、その中で、この後期高齢者医療制度に加入と案内されているが、 障害者の医療費の助成制度というのがあるわけですね。それとの関係はどうなんですか。 今までいろいろな身体障害者、心身障害者に対する助成制度、いろいろな助成制度があ った。今度後期高齢者に加入した場合の助成制度との関係はどうなるんですか。匝瑳市 は葬祭費が、匝瑳市と葬祭費は関係ないんですが、匝瑳市の葬祭費は今、10万円なんで すよ。今度これ、5万円でしょう。県のこの広域連合で5万円と決めたから、二、三日 前に市長に私は言いました。「市長、何年かは10万で今までどおりやりなさい」と。「そ れは大木さん、そのとおりですね。財政と相談してみます」。結果はどうなったかわか りません。恐らく県が5万と決めたから匝瑳市も5万にする可能性のほうが高くなって いる。県内でも10万程度でやっているところが8行政区あるわけでしょう、10万円で支 給しているところが。葬祭費を5万円にすることによって、県内の10万円出していると ころの葬祭費を5万円に引き下げていく、それを誘導する。これ、引き下げ誘導になら ないんですか。それぞれの自治体に判断を任せると、葬祭費。75歳、戦争という、ああ いう苦労に苦労を重ねて、戦後食べるものもなくて、歯を食いしばって、私は農家です から、私の農家に種芋さえ買いに来た時代ですよ。食うものもない時代に苦労を重ねて きた方々が75歳になったら、こんな冷たい。葬祭費も10万から5万円に引き下げる。こ んなむごいことで……

- ○議長(米持克彦君) 大木議員、簡潔にお願いいたします。
- O33番(大木傳一郎君) 議長、すぐ終わるよ。それでいいんですか。ですから、私は、 そういう自治体に対しては自治体の自治権をきちんと、連合としても誘導しないことを 表明していただきたい。

以上です。

〇議長(米持克彦君) 答弁願います。

局次長。

○事務局次長(斎藤浩史君) まず保険給付でございますが、後期高齢者医療制度においては、引き続き現行の老人保健制度と同様の給付を行うものであり、74歳以下の方と変わらず必要な医療を受けることができることになっております。

それから、次に、障害認定の撤回に伴います障害者医療制度、障害者医療費助成制度 との関係でございますが、これにつきましては、現在老人保健制度のもとに認定を行っ た各市町村が認定申請の撤回について該当者に個別に通知するなど、周知を図っている ところと聞いております。

次に、葬祭費でございますが、葬祭費については、均一保険料を財源に県全域にわたって制度を運営することから、支給額を統一する必要がございます。5万円とした理由でございますが、1つには国保では支給額を5万円としている市町村が最も多いこと、2つ目には健康保険の法定支給額が5万円であること、こうしたことから市町村との協議を踏まえた上で設定したものでございます。

以上です。

失礼しました。先ほど第1回目のご質問で答弁を行っておりませんでしたホームページのパスワードの件、お答えいたします。

- ○議長(米持克彦君) 総務課長。
- ○総務課長(鵜沢広行君) 先ほど、広域連合のホームページの中の市町村専用のホームページがあるわけなんですが、それにつきましては議員さんでも見られるようにすべきであるというご質問でございますが、市町村専用のページに置いてありますデータにつきましては、広域連合内部の意思形成過程のものが多く含まれているということで、そのようにさせていただいております。確定した情報につきましては、一般の方でも見られるようにほかのページに掲載してございます。ご理解をいただきたいと思います。以上です。
- 〇議長(米持克彦君) 大木議員。
- O33番(大木傳一郎君) これで最後の質問になるわけですが、幾つかここで時間をかけて答弁するというよりは、簡単に、今手元にある資料の提出を求めたのが数件あるんですが、それは約束していただけますね。再度質問したいと思うんですが。

それから、減免の取扱基準、あるいは要綱、この問題については統一的な対応と。ところが、統一的な対応といっても、56市それぞれ違う対応をしているわけですよ。いい形で住民の立場に立って、本当にきめ細かい温かい減免基準をつくってやっているところも県内では幾つもあるわけです。それを侵害するような、それを飛び越えて悪くするような減免規定にしていたのではまずい。それが質問の趣旨なんです。そういうことはしないですよね。それぞれの市町村の権限に属する問題ですから。

それから、ユーザーIDとかパスワード問題。市町村専用、職員専用のものが、いわゆる意思決定の段階だから情報公開できない、開示できない。これはマル秘じゃないでしょう。マル秘のものなら見せてくれとか言いませんよ。じゃ、議員専用ページをつくってくださいよ。やはり意思決定の過程に一番重要な意味合いがあるわけでしょう。決まってここに出された段階では、なかなか修正は難しいわけです。決定直前に、前にいろいろ議員の皆さんのご意見を聴く。その意思を反映するということが大事じゃないんですか。改めて今後の改革、改善の問題も含めてお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、資格証明書の発行の問題では、資格証明書の発行は、いわゆる特別な事情を除いては資格証明書の発行はしないと、こうお約束できますか。悪質な方を除いて、 心優しい後期高齢者広域連合の立場を表明できますか。

あと、保険給付費の差別利用の危険になる、中医協が発表した数点のかなり危険な方向、これについては、広域連合長が近隣の連合長とやはり協力したり、あるいは独自でも結構です。中医協、政府にこういうことがあったのでは、日本の高齢者医療というのはかなり危険な方向に向かってしまうと、さらなる深い検討を求める、直ちの実施をやはり中止していただくというようなご意見の意見書を提出することが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

O議長(米持克彦君) 答弁願います。

局次長。

○事務局次長(斎藤浩史君) まず、1点目の幾つか要請のございました資料提供の件でございますが、資料が調いましたら、議会からの要請に従って提出したいと存じます。 それから、2点目の減免基準の件でございますが、今後市町村と協議して要綱等を整備してまいりたいと考えております。

それから、資格証明書の発行の考え方でございますが、交付に当たっては該当者の生

活実態を把握した上で対応したいというふうに考えております。

それから、診療報酬の内容の件でございますが、これは国のほうの審議会の審議事項 と基本的には認識いたしております。その審議を見守りたいというふうに思っておりま す。

○議長(米持克彦君) 時間を延長いたします。
総務課長。

○総務課長(鵜沢広行君) 先ほどの市町村専用のホームページの件でございますが、事前に市町村と同様に議員さんの方にもそういった情報を提供すべきではないかというご質問でございますが、やはりあくまでも行政の内部の未成熟な意思決定過程の情報というのはどうしてもあるかと思いますので、そういったものは、ある程度固まるまでは内部で検討させていただくべきではないかと考えております。

以上です。

○議長(米持克彦君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米持克彦君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

大木傳一郎議員。

O33番(大木傳-郎君) 一生懸命質疑して、何か発言するのが遠慮しなければならないような雰囲気で困っちゃってるわけですが、いずれにしても議案第7号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算案に反対の討論を行います。

第1に、高齢者や県民の願いに沿った制度の見直しや中止、撤回を求める声に、この20年度の広域連合特別会計予算は、それに対応する施策が乏しいということです。我が匝瑳市議会の決議では述べています。新しい制度は高齢者への過酷な負担と医療内容が制限され、高齢者の命と健康を脅かすものですと述べています。具体的には、この決議では、第1に、今まで保険料を負担していない人を含め、75歳以上すべての高齢者から保険料を徴収する。第2に、少ない年金から天引きする。第3に、保険料を払えない人から保険証を取り上げる。医療が受けられない。第4に、受けられる医療が制限されると匝瑳市議会では決議しています。果たして、当連合予算でこのような不安の募る高齢者の心配を取り除く施策がとられているか、甚だ疑問であります。

第2に、6カ月の凍結、さらに半年の9割軽減措置について、東総地域、北総地域、

房総半島南部方面は国民健康保険が多数であり、政府与党の負担激変緩和措置の対象外であり、とても納得できません。

第3に、保険料を高齢者の負担で、健診・保健事業27億、審査支払手数料27億円、財政安定化基金の3分の1、7億円、葬祭費32億円。これを保険料、高齢者の負担で賄うことは妥当ではないと思います。これは国・県で賄うべき性質の支出であると言わざるを得ません。

第4に、4月から保険料の徴収が開始されます。国保税、国保料と同様、払いたくて も払えない限界生活ぎりぎりの高齢者への法定減免、申請減免の基準要綱策定が後回し になっている。これは全県下に不安を広げることにつながります。

第5に、委託料を中心に多額な契約に競争原理が十分働いていない。一般競争入札な ど入札のあり方の改革が、この広域連合でも求められています。

第6として、資格証明書の発行。基本的には発行しない。悪質滞納者に限定するといった方向が確認されませんでした。高齢者が医療を受けられない事態を招こうとしている。警鐘を乱打しておきたいと思います。

第7に、高齢者を差別する医療。戦争の時代をくぐり抜け、戦後の苦しい時代を懸命に生き、家計を支え、社会に貢献してきた高齢者に、医療費適正化の名のもとに診療報酬を別体系にして診療報酬を抑制する。とんでもないことだと言わざるを得ません。

以上、政府の医療費抑制政策の路線が具体化され、高齢者に冷たい痛みを押しつける 予算、後期高齢者医療制度という世界にも例のない制度をスタートする予算。戦前の政 治のように上意下達、政府の下請機関的な行政傾向が強まっており、憲法で保障されて いる地方自治権が発揮できない予算だと言わざるを得ません。匝瑳市議会の決議の立場 からして、全国で広がる中止・撤回を求める高齢者の願いからして、到底納得できるも のではない。よって反対の討論といたします。

以上です。

○議長(米持克彦君) ほかに討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米持克彦君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(米持克彦君) 起立多数。

よって、平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算については原案のと おり可決することに決しました。

◎一般質問

○議長(米持克彦君) 日程第12、一般質問を行います。

お手元に配付しております一般質問通告一覧のとおり、大木傳一郎議員より事前に質問の通告があります。

順次質問を許します。

大木傳一郎議員。

O33番(大木傳一郎君) 一般質問をしたいと思います。

きょうは全県下から集まって慎重な審査、本当にご苦労さまです。私は、一般質問として、たったの15分ですから、できれば簡潔に質問をいたしたいと思います。内容は、後期高齢者医療制度に対する政治姿勢と、高齢者・県民の不安解消の具体的方針についてであります。

まず第1に政治姿勢問題。県の連合として国に抜本的見直しの意見を具申すべきではないか。匝瑳市での中止・撤回を求める意見書、全国で高まる、県内でも高まる中止・撤回を求める声、この制度はうば捨て山じゃないのかというような悲痛な叫び。千葉県下でも7市町村でも、この見直しを求める意見書が議決されています。その立場に立って、連合長を先頭として国に意見書を提出していただきたい。

第2として、先ほども触れましたけれども、1月17日に中医協が後期高齢者診療報酬 改定による差別医療をする方向を打ち出しました。それを阻止するために国に要請して いただきたい。国に決めたからもうだめだということでなくて、今度の凍結も国が一た ん決めたことを変えることができたわけです。今、そういう時代にあるわけです。それ が政治です。ぜひ連合長を先頭に、中医協のその方向の是正・撤回のために努力をして いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 次に、不安解消の具体的方針についてです。不安の第1は負担増、低所得者の保険料 軽減対策の確立であります。今度のこの制度は個人加盟が原則です。ところが減免は世 帯主単位です。これは矛盾しています。この是正・改善を国に要望していただきたい。 東京は改善しました。千葉も改善するようにしてください。

資格証は発行しない。県下、発行しないところがあるわけです。悪質に限定すること。 そして生活困窮者、生活保護基準の1.2倍前後の限界生活者、公的助成対象者は資格証を 発行しない。そう約束できるかどうか、ご答弁をお願いします。

次に、高齢者・県民の意見を聴く場の拡充の問題です。確かに医療懇談会、9人で構成されて2回ほどやられました。しかし、これを増員して公募制度で医療懇談会運営協議会の充実を図ってください。北海道では、当初5人のところ、現在10人に公募の委員を充実させました。ぜひよろしくご回答をお願いいたします。

○議長(米持克彦君) 答弁願います。

広域連合長。

〇広域連合長(藤代孝七君) 大木議員のご質問でございます。

後期高齢者医療制度に対する支援制度、県民の不安解消のための具体的施策というご 質問でございます。

先ほど来から議案質疑をなされている中に、それぞれ担当から答弁申し上げてあったと思いますけれども、この後期高齢者医療制度は、増大する高齢者の医療費を安定的に確保し、高齢者が将来にわたって安心して医療が受けられるようにするために創設された制度であるわけであります。広域連合による制度の運営は、千葉県全域を単位とする広域化により財政運営の安定化を図ろうとするものであり、その重要な取り組みを担う広域連合の責任者として、県内56市町村と緊密な連携を図りながら、制度の円滑かつ効率的な運営に努めてまいりたいというふうに考えています。

そして、この県民の不安解消でございますけれども、先ほど来から担当局長、そしてまた課長等が答弁してございますけれども、広域連合におきましてパンフレットの配布を初め、広域連合だよりの発行、ホームページの開設、また市町村においては市町村広報紙への掲載、出前講座の実施などで制度の周知に努めておるところでもございます。今後ともさまざまな広報手段を駆使いたしまして県民の理解を図ってまいりたいと、このようにも思います。

それから、先ほど医療の差別化ということをおっしゃってございました。この制度に

おきまして、74歳までの方と変わらず必要な医療を受けることができるわけでございまして、特に後期高齢者の方々の生活を支える医療を目指すために、例えば慢性疾患をお持ちの方には主治医から継続的に心身の特性に見合った外来診療を受けられること、医師や看護師など医療の専門家と福祉サービスの提供者との連携により、在宅での生活を支えることなどの仕組みが考えられているところでございますが、そういった中におきまして国のほうに要望をしろというようなお話でございました。確かにそういった中での中医協によります、こういった今後どのような方向に進むかということ、そういったことに対しまして私どもは注意深く見守ってまいりたいと、このように思っておるところでございます。

それから、資格証明等のことも言われておりました。確かにこれは各自治体におかれましても国保関係におかれましてもいろいろな問題を抱えていると、このように思ってもございます。そういった中におかれましても、私どもも最善の努力を図った中に、発行するかどうかという、そういったことは実態調査をあくまでもした上でのことということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

他の問題につきましては局長のほうから答弁いたします。

- 〇議長(米持克彦君) 局長。
- ○事務局長(安田茂顯君) 現在、広域連合で設置しております懇談会の委員の増員というお話でございました。この懇談会につきましては現在、議員のご発言にございますように9名、特に被保険者の代表につきましては老人連合会の代表、あるいはシルバー人材センターの代表等ということで3名置いてございます。これまで2回開催しております。また3月に3回目をやるわけでございますけれども、こういう中の議論の中でいるいろな意見を取り込み、制度に反映したいと考えております。必要があれば委員の増員についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(米持克彦君) 大木議員。
- O33番 (大木傳-郎君) ぜひ中医協の状況を見守りながら、今後その状況を見守っていくという答弁でありましたので、かなり危険な方向がありますので、注意深く連合長としても事務局とも連携しながら、国に言うべきことは言うと、県内の高齢者の立場に立ってお願いしたい。いわゆる医療費抑制のために今度のこの制度が始まっているというところを根幹を押さえて、医療長としての責務を果たしていただきたい。再答弁をお願

いします。

さらに、資格証明書の問題では最善の努力をするということですが、いろいろな矛盾があるわけですね。ですから、できるだけこの生活困窮者や生活保護基準の1.2倍前後の限界の生活者を対象外にすると。本当の悪質の悪質以外は出さない、発行しないということをぜひ約束していただきたいというのが質問の趣旨です。

それから、意見を聴く場の拡充で増員も検討していきたいと述べました。私の主張は、 増員をしながら公募で、北海道もやったような最初は5人公募したそうです。それを今 度10人に、北海道では公募の委員を拡充するそうです。広く県民の声を聴く、よりよい 制度にしていくということで、ぜひ対応して、公募も含めた増員をお約束していただき たいと、こういうふうに思うんですがいかがですか。

- 〇議長(米持克彦君) 答弁願います。
 - 広域連合長。
- **〇広域連合長(藤代孝七君**) 中医協の問題でございますけれども、それは私どももよくよく事務局と相談をいたした中に見守ってまいる所存でございます。

それから、この資格証明でございますけれども、機械的に発行するとか、そういうことではなく、その方の実態を調査した上でということの答弁をいたしたつもりでございますので、ご理解ください。

- 〇議長(米持克彦君) 局長。
- ○事務局長(安田茂顯君) 懇談会の委員の公募による増員ということでございますが、必要であれば増員したいということでございます。県民の声につきましては、基本的には大いに幅広く意見を聴こうという姿勢で広域連合でも考えてございます。したがいまして、いろいろなさまざまな方法で、広報の裏返しとして広聴があるわけでございますけれども、各市町村でいろいろ意見が上がった関係についても集約いたしますし、いろいろな方法で県民の意見を把握してまいりたいと考えております。したがいまして、今すぐ公募云々の関係については前向きなご発言は難しいというか、しませんけれども、そういう姿勢で取り組んでまいりますということで答弁をさせていただきます。
- 〇議長(米持克彦君) 大木議員。
- O33番(大木傳一郎君) 全国各地で公募制度導入ですから、ぜひ千葉県でもやっていただきたい。

それと、時間がないのでこれ以上言いませんけれども、各市町村に不安解消のための

コールセンターの設置、電話相談。それからアンケートの実施。これらについてぜひ実施すべきだというふうに思いますが、いかがですか。

- 〇議長(米持克彦君) 局長。
- ○事務局長(安田茂顯君) コールセンターの設置についても、当事務局の中でもいろいろ議論をさせていただきました。4月以降、いろいろなご照会もあるということで職員についても増員し、丁寧な対応を図ってまいりたいと考えておるところでございます。その中で、当現行の事務職員だけでできる、できないの関係もいろいろ見えてきますし、さまざまなご意見が、不安というか不明な関係がないよう、3月までに十分なできるだけの広報をしてご理解を図っていくということでございます。

アンケートということでございますけれども、制度が4月からスタートいたします。 したがいまして、そういう中で、まだまだ例えば被保険者のご意見が把握し切れないと か、そういう状況であれば、必要であればアンケート調査ということも考えたいと思い ますけれども、被保険者、75歳以上の方々でございます。各それぞれの方に説明もなか なか難しい中で、アンケートもなかなか表現も難しいかと思いますけれども、必要であ れば実施も考えてみたいと思います。

以上でございます。

○議長(米持克彦君) ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米持克彦君) これにて一般質問を終わります。

◎陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(米持克彦君) 日程第13、陳情第1号 後期高齢者医療制度実施にあたっての陳 情書を議題といたします。

お諮りいたします。

審査の手順といたしまして、執行部より状況説明を求め、質疑、討論、採決の順に議事を進めたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米持克彦君) 異議なしと認めます。

よって、審査の手順といたしましては、執行部より状況説明を求め、質疑、討論、採決の順に議事を進めます。

局長から状況説明を求めます。

局長。

〇事務局長(安田茂顯君) 陳情につきまして状況を説明させていただきます。

まず、1点目の国及び県に財政支援を行うよう要望してくださいという内容でございます。

国においては、12分の4の定率負担に加えまして、高額療養費や不均一保険料の賦課に係る負担など、平成20年度特別会計予算におきましても、3,362億円のうち約30%を占めます1,008億円を負担することとなっております。県におきましても12分の1の定率負担に加えまして、低所得者に係る保険料軽減分や財政安定化基金の負担など、平成20年度特別会計予算総額の約9%を占める約294億円を負担することとなっております。

次に、制度の内容を十分知らせるよう市町村に働きかけてくださいということでございます。

制度の周知を図る広報につきましては、広域連合だけでなく、市町村においてもあらゆる広報媒体を活用した積極的な広報を実施するようお願いしているところでございます。各市町村におきましても、パンフレットの配布、広報紙及びホームページによる広報を実施しているほか、出前講座や講演会など市町村独自の取り組みを実施するなど、制度の周知に努めているところでございます。

3つ目で、広く被保険者の意見を反映できる仕組みをつくってくださいということで ございます。

国民健康保険の運営協議会は法律によって設置が義務づけられておりますが、後期高齢者医療制度におきましては設置が義務づけられておりません。本広域連合では、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に資するため、任意に千葉県後期高齢者医療懇談会を設置いたしまして、被保険者代表、医療関係者代表、学識経験者などから幅広く意見を聴いているところでございます。

資格証明書を発行しないでくださいということでございますけれども、法の54条に基づきまして、被保険者が保険料を滞納した場合は、災害等の特別の事情がある場合を除きまして、滞納発生後1年を経過した場合は資格証明書を交付することとなっています。 災害等の特別の事情につきましては政令に定められておりまして、1つとして本人・世 帯主の財産が災害を受け、または盗難に遭ったこと、2つとして、本人・世帯主等の病気または負傷などが規定されているところでございます。

生活保護基準をもとに実効ある保険料の減免制度をつくってくださいという内容でご ざいます。

保険料減免につきましては、高齢者医療確保法第111条の規定に基づきまして、広域連合条例において、1つとして災害による財産の著しい損害、2つとして世帯主の死亡または重大な障害による収入の著しい減少などの場合に減免できる旨を規定しております。以上でございます。

- ○議長(米持克彦君) これより質疑に入ります。 横山議員。
- O19番(横山博美君) 陳情第1号の状況説明について質疑をさせていただきます。

ただいま安田事務局長より各項目の状況説明がございましたけれども、審議の参考に したいと思いますので、再度各項目ごとの見解をお聞かせを願いたいというふうに思い ます。よろしくお願いします。

- 〇議長(米持克彦君) 局長。
- ○事務局長(安田茂顯君) まず1点の、国・県へのさらなる財政支援の要望でございます。

ただいま申し上げましたように、制度運営に係る費用のうち、その大半を占める医療給付費につきましては、法で国が12分の4を負担することなどが決められているところでございます。国・県におきましては、定められた負担を議会に諮るなど、制度スタートに向けての準備が着々と進められているところでございます。要望文にございます、このような状況下で新制度を実施すべきでないとの考えのもとで、さらなる財政支援の要望が現在必要とは考えておりません。

制度の周知を市町村に働きかけてくださいにつきましては、……

[「議長、ちょっと議事進行をお願いします」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(米持克彦君) 大木議員。
- O33番(大木傳一郎君) 議会に、議長あてに陳情書が出ているものを、執行部がこれは だめだと言うのは権限を逸脱していると思いますよ。これは議会の権限に任せるべきな んですよ。それは議会の権限に対する極めて挑戦的な発言ですよ。本来はそんなことし ないですよ。議会の判断に任せるべきでしょう。何を言っているのよ。

執行部がそういう答弁をしたら「ああ、そうですか。じゃ、これはまずいな」とか「いいな」という判断をするんですよ。そんな議会と執行部がめちゃくちゃな関係でいいんですか。

[発言する者多し]

○議長(米持克彦君) それじゃ局長、意見をちょっと……。意見というんですか、状況 説明ということでお願いしたいと思います。

安田局長。

[「説明はさっきやったんだから、それでいいんだよ」と呼ぶものあり]

- ○事務局長(安田茂顯君) 状況説明ということで最初にご説明をさせていただきました。 確かに委員のとおり、判断する内容ではございません。したがいまして、1回目の説明 において言い尽くしておりますので、以上で終わりたいと思います。
- 〇議長(米持克彦君) 宮田議員。
- ○3番(宮田かつみ君) それでは、後期高齢者医療制度実施に当たっての陳情書に対する意見を申し上げたいと思います。

基本的には、これから、本年4月からスタートするわけでございまして、この5点の項目について、以下述べるような形といいますか、理由で継続審査ということに意見としてはさせていただきたいというふうに思います。

まず1つ目の、後期高齢者医療の運営に当たって広域連合に対して財政支援ということでございますけれども、基本的には国の医療制度、あるいは、昭和36年にできたわけでありますけれども国民健康保険の国民皆保険という制度が、当初のこの制度の目的から、利用される方が、当初は例えば零細企業であるとか農家の方であるとか商人の方であるとかあったわけですね。そして近年は、私も団塊の世代でありますけれども、定年退職をされた、いわゆるサラリーマンの方々が多く国保に入られてきた。そして、その入られたことは、もちろんそれはしようがないわけなんですが、そういう中から財政バランスが非常に悪くなってきているわけですね。加えて、人口のバランスも2005年には1億2,770万人だった。そして50年たったら1億人を切りますよ、9,000万人切りますよという状況であります。そして50年たったら1億人を切りますよ、9,000万人切りますよという状況であります。そして高齢者がふえてくる。高齢化率も、現在の高齢化率から3倍、4倍になってくるわけでありまして、そうすると医療費も当然かかってくる。加わってたくさんふえてくるわけですね。

そういう中で、この後期高齢者の医療制度を真剣に私たち議員が考えるとしたならば、結果的にはいつまでも永続をして、医療の堅持、そして持続可能な形での制度がいつまでも守られなくてはいけないということで、この制度ができたわけであります。そして、確かに今、変革期でありますから、特に大きく変わることは利用者にとっては大変不安であります。私のもとへもたくさんの不安も来ている、不満も来ている。ですけれども、ここは一歩、もう少し違った視点で考えて、継続をするという視点で考えた場合に、安易に今の状況を、応急的にはいろいろあると思いますけれども、長期的にはもう少しきちんとした考え方で将来を見据えなくてはいけないのではないかというふうな意見であります。

それから、各市町村へ十分に知らせる呼びかけ。私は市川市でありますし、市川市の代表議員で、国保の運営協議会の会長をやっておりますけれども、前回運営協を行いました。そして、市川市でもこういうように、自治会ですとか老人会であるとか、もちろん関係者へは広域連合のほうから、あるいは市のほうから連絡が行くわけですから、そういう意味では周知は徹底されている。ただ、なおかつそれ以上に徹底していく必要があるというような委員の意見もございまして、これはぜひ部分的には必要であろうかなという意見であります。

それから、運営協議会を国保と同じような形で市に、市町村へということでありますけれども、この部分についても、本年4月からスタートする中でいろいろな状況があらわれてくると思うんですね。そういう中をもう少し見据えてからでもいいのではないのかなと。

それから、資格証明書についてはいろいろ議論があることも存じております。年金から天引き、18万円の少ない年金から天引きということで、市川市でも、じゃ、どれだけの人数が市川市にいるのかということで、本当に少ない人数だったんですけれども、その者については、先ほど連合長が答弁されたような形で、慎重にいろいろな状況を踏まえた上で判断していくということが私は必要だと思います。

それから、生活保護基準の1.2倍、この基準内にということで、年収にすると約200万 ぐらいになるんでしょうか。このことについては、いろいろ生活保護基準も国も今検討 しておりますし、我々地方議員も研究をしているところであります。どっちがいいのか、 どこに基準を合わせるのか、いろいろ議論の大きく違うところでありますけれども、そ れらを踏まえて、私は、もう少し慎重にこのことについては審議をする必要があるとい うことで、継続の意見を申し上げて意見として終わらせていただきます。

- 〇議長(米持克彦君) 大木議員。
- O33番(大木傳一郎君) 私は、この陳情は本日採択すべきものという形で、幾つかご意見を申し上げたいと思います。

まず第1の財政支援を求めるということは、これは当然の話であります。ここに……

- ○議長(米持克彦君) 大木議員、今、継続審査で動議が出ましたので。
- O33番(大木傳一郎君) それは諮っていないんですから。賛成という意見もなかったわけですから、それは議題にならないでしょう。
- ○議長(米持克彦君) いやいや、これから諮るんです。
- O33番(大木傳一郎君) 諮るって、賛成という意見がないでしょう。

もう一つ、議長、この問題で言えば、ここには常任委員会というのがないんですよ。 継続審査で、もしやった場合、通常なら常任委員会に付託するわけですよ。付託して、 休会中に常任委員会で審査をして結論を出して、次回の定例会にその結果を起こすわけ ですよ。会議規則上、次のこの連合議会は8月でしょう。8月まで間に審査をしないで 議会を迎えるということ廃案になってしまうんですよ。そうでしょう。

- ○議長(米持克彦君) 臨時議会を開けばいいんですよ。
- O33番(大木傳一郎君) 臨時議会を開いてやるということですか。
- 〇議長(米持克彦君) 必要があれば。
- O33番(大木傳一郎君) 必要があれば。でも、危険性としては廃案になる危険性が高いんですよ。通常の議会なら、先ほどの宮田さんの提案は私は賛成しますよ。ところが、この議会の状況では継続審査というのはいかがなものかというふうな私は考えなんですよ。

それで、私は私なりに、なぜ採択すべきかということを私は若干簡単に述べたいと思 うんですが。

- **〇議長(米持克彦君)** 継続審査の動議が出ていますので。
- **〇33番(大木傳一郎君)** 動議が出ているの。だれから出ているの。
- ○議長(米持克彦君) 慎重に審議するのは当然ですよ。慎重に審議するのは当然ですが、 さっきどういう意見が出たんですか。
- ○議長(米持克彦君) それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時35分

再開 午後 5時36分

○議長(米持克彦君) では、直ちに再開いたします。

継続審査の動議が提出されておりますので、直ちに採決いたしたいと思います。

[「議長、やはり意見を聞いて、それから継続審査を諮ったほうがいい」と呼ぶ者あり]

○議長(米持克彦君) 継続審査の動議が提出されましたので、ここでまず採決をいたしたいと思います。

継続審査することについて賛成の方の起立を願います。

[起立多数]

〇議長(米持克彦君) 起立多数。

よって、本案は継続審査といたします。

◎閉会の宣告

〇議長(米持克彦君) お諮りいたします。

今期定例会の会議に付議された案件はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(米持克彦君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会とすることに決しました。 ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時37分

議 長 米 持 克 彦

署名議員杉浦誠一

署 名 議 員 鈴 木 有

議 案 等 議 決 結 果

議案番号		件名	議決年月日	議決の結果
議案第	1号	千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計条例 の制定について	平成20年2月12日	原案可決
議案第	2号	千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について	平成20年2月12日	原案可決
議案第	3号	千葉県後期高齢者医療広域連合議会の議決に 付すべき契約及び財産の取得又は処分に関す る条例の制定について	平成20年2月12日	原案可決
議案第	4号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例 の一部を改正する条例の制定について	平成20年2月12日	原案可決
議案第	5号	平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	平成20年2月12日	原案可決
議案第	6号	平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	平成20年2月12日	原案可決
議案第	7号	平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算	平成20年2月12日	原案可決
陳情第	1号	後期高齢者医療制度実施にあたっての陳情書		継続審査